

平成30年第4回飛騨市議会定例会議事日程

平成30年9月12日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案第110号	飛騨市税条例の一部を改正する条例について
第3	議案第111号	飛騨市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第4	議案第112号	飛騨市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例について
第5	議案第113号	飛騨市地域産業振興施設条例の一部を改正する条例について
第6	議案第114号	坂下辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
第7	議案第115号	飛騨市過疎地域自立促進計画の変更について
第8	議案第116号	飛騨市小水力発電所設置条例について
第9	議案第117号	平成30年度飛騨市一般会計補正予算（補正第2号）
第10	議案第118号	平成30年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）
第11	議案第119号	平成30年度飛騨市介護保険特別会計補正予算（補正第1号）
第12	議案第120号	平成30年度飛騨市情報施設特別会計補正予算（補正第1号）
第13	議案第121号	平成30年度飛騨市水道事業会計補正予算（補正第2号）
第14	認定第1号	平成29年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定について
第15	認定第2号	平成29年度飛騨市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
第16	認定第3号	平成29年度飛騨市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
第17	認定第4号	平成29年度飛騨市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
第18	認定第5号	平成29年度飛騨市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第19	認定第6号	平成29年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第20	認定第7号	平成29年度飛騨市農村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程番号	議案番号	事 件 名
第21	認定第8号	平成29年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第22	認定第9号	平成29年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第23	認定第10号	平成29年度飛騨市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第24	認定第11号	平成29年度飛騨市情報施設特別会計歳入歳出決算の認定について
第25	認定第12号	平成29年度飛騨市給食費特別会計歳入歳出決算の認定について
第26	認定第13号	平成29年度飛騨市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
第27	認定第14号	平成29年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定について
第28		一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1	会議録署名議員の指名	
日程第 2	議案第 1 1 0 号	飛騨市税条例の一部を改正する条例について
日程第 3	議案第 1 1 1 号	飛騨市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第 4	議案第 1 1 2 号	飛騨市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例について
日程第 5	議案第 1 1 3 号	飛騨市地域産業振興施設条例の一部を改正する条例について
日程第 6	議案第 1 1 4 号	坂下辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
日程第 7	議案第 1 1 5 号	飛騨市過疎地域自立促進計画の変更について
日程第 8	議案第 1 1 6 号	飛騨市小水力発電所設置条例について
日程第 9	議案第 1 1 7 号	平成 3 0 年度飛騨市一般会計補正予算（補正第 2 号）
日程第 1 0	議案第 1 1 8 号	平成 3 0 年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算（補正第 1 号）
日程第 1 1	議案第 1 1 9 号	平成 3 0 年度飛騨市介護保険特別会計補正予算（補正第 1 号）
日程第 1 2	議案第 1 2 0 号	平成 3 0 年度飛騨市情報施設特別会計補正予算（補正第 1 号）
日程第 1 3	議案第 1 2 1 号	平成 3 0 年度飛騨市水道事業会計補正予算（補正第 2 号）
日程第 1 4	認定第 1 号	平成 2 9 年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 1 5	認定第 2 号	平成 2 9 年度飛騨市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 1 6	認定第 3 号	平成 2 9 年度飛騨市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 1 7	認定第 4 号	平成 2 9 年度飛騨市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 1 8	認定第 5 号	平成 2 9 年度飛騨市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 1 9	認定第 6 号	平成 2 9 年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 0	認定第 7 号	平成 2 9 年度飛騨市農村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 1	認定第 8 号	平成 2 9 年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 2	認定第 9 号	平成 2 9 年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 3	認定第 10 号	平成 2 9 年度飛騨市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 4	認定第 11 号	平成 2 9 年度飛騨市情報施設特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 5	認定第 12 号	平成 2 9 年度飛騨市給食費特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 6	認定第 13 号	平成 2 9 年度飛騨市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
日程第 2 7	認定第 14 号	平成 2 9 年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定について
日程第 2 8	一般質問	

○出席議員（１３名）

１番	仲井澤	谷端	丈浩	吾二朗
２番	住森	田	史清	美要
３番	中德	村島	健純	吉次
４番	前中	川嶋	文国	博則
５番	洞野	口村	和勝	彦憲
６番	欠高	原谷	邦寛	員子
７番	葛			徳
８番				
９番				
１０番				
１１番				
１２番				
１３番				
１４番				

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	都湯	竹下	淳明	也宏
副市長	沖福	之畑	康幸	子博
教育長	御柏	手木	裕雅	己行
代表監査委員	東柚	佐原	藤達	司誠
理事兼企画部長	大青	坪垣	俊利	也司
会計管理者	泉青	垣原	孝哲	匡則
総務部長	佐藤	水		哉貢
市民福祉部長	清坂	場田	順治	一民
環境水道部長	坂洞	口	廣	之
農林部長				
商工観光部長				
基盤整備部長				
病院管理室長				
教育委員会事務局長				
消防長				
危機管理監				
財政課長				

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	水古	上田	雅善	廣尚
議会事務局課長補佐	赤	谷	真依	子
書記				

(開会 午前 10 時 00 分)

◆開会

◎議長 (高原邦子)

本日の出席議員は全員であります。それでは、ただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程及び質疑・一般質問の発言予定者は配付のとおりであります。

◆日程第 1 会議録署名議員の指名

◎議長 (高原邦子)

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 8 条の規定により 6 番、中村議員、7 番、徳島議員を指名します。

◆日程第 2 議案第 110 号 飛騨市税条例の一部を改正する条例について
から

日程第 27 認定第 14 号 平成 29 年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の
認定について

日程第 28 一般質問

◎議長 (高原邦子)

日程第 2、議案第 110 号、飛騨市税条例の一部を改正する条例についてから日程第 27、認定第 14 号、平成 29 年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定についての 26 案件につきましては、会議規則第 35 条の規定により一括して議題といたします。26 案件の質疑とあわせて、これより日程第 28、一般質問を行います。

それでは、これより順次発言を許可いたします。最初に 5 番、森議員。

〔5 番 森要 登壇〕

○5 番 (森要)

それでは、議長より発言のお許しをいただきました。質問をさせていただきます。本年 7 月の豪雨災害ならびに先般発生しました北海道地震において多数の犠牲者、お亡くなりになった方がおみえになりました。心からお悔やみを申し上げます。また、なお被災されている方々に対しましても、1 日も早い復旧を願いますとともにお見舞いを申し上げます。本年 7 月 4 日から降りはじめました豪雨は、5 日、6 日、7 日と強弱のある降り方で、7 日には大雨特別警報が発令され、多量の雨が降り、多くの被害が発生しました。

仮復旧工事にあたりましては、地元の吉城建設業協会、ひだ管設備協同組合などの皆様に多大のご尽力をいただきました。心から御礼を申し上げます。また豪雨の対応としましては、市役所の対策本部の方々をはじめ、消防本部、消防団各方面隊の方々の巡回や避難誘導のご活躍、避難所運営・孤立者等の支援をされた各行政区の皆様、食糧・飲料水などを提供してくださった各企業の皆様方に、敬意と感謝を申し上げます。

平成30年7月の豪雨災害について、8月28日の全員協議会において詳しく説明を受けました。また9月3日の定例会の冒頭でも市長の行政報告の中で1、気象状況、市の対応、2、避難勧告、避難指示の状況、3、被害の状況と対応、4、要望活動、5、今後の対応について報告されました。

そこで、7月の豪雨災害の報告について、とくに下記の4点について市の見解を伺います。

1つ、飛騨市の気象の状況と今後の防災対策について。

6月29日に発生した台風7号は、梅雨前線に向かって北上し、中国地方や四国地方で多くの被害が発生しました。岐阜県下でも、関市、美濃市、本巣市、郡上市、下呂市、高山市など猛烈な雨が降り、多大な被害を受けました。

このような状況の中で、飛騨市の気象の状況と特徴はどうであったのか。また今後の防災対策にどう反映していくか、市長の見解を伺います。

2番目、避難所、避難場所の実施状況と避難誘導について。

今回、避難勧告、避難指示がありました。私は、平成16年10月20日、台風23号の豪雨災害時の住民避難を思い起こしました。神岡小学校体育館の避難所開設をはじめ、市内56カ所に避難所・避難場所を開設されました。この際の避難者は発令に対して、避難勧告の避難率は13.2パーセント、避難指示に伴う避難率は24.4パーセントとまとめてあります。この数値は、他の自治体と比べて高い数値ではありますが、この避難率の数値に対しての考察と防災無線の聞きづらいとされる地区の誘導等はどのようにされるのかを伺います。

3番目に復旧工事の見通しと被害軽減の対策についてです。

人的被害はなかったものの、JR高山線の被災をはじめ、国道41号・国道360号の通行止、県道75号の通行止、下小鳥ダムの放水による被害、古川町戸市から数河地内での土砂崩落による通行止と孤立者の発生、一級河川宮川などの被災がありました。

飛騨市の基盤関係の被害は、553カ所、公共土木施設157カ所、農地・農業用施設217カ所、林業用施設179カ所で被害総額は20億円と聞いております。さらに、水産業施設、流葉スキー場、飛騨かわいスキー場、水道施設の被災もあり、多くの被害をもたらしました。飛騨市の被災地の復旧工事の見通しについては平成31年度末を完成予定とされています。

そこで、とくに基盤整備関連の職員の勤務は非常に過酷であろうと推察いたします。事業遂行上の体調管理、事務軽減等を含め、何らかの対策が必要と考えますがいかがでしょうか。

また、7月12日には、飛騨首長連合として、高山市長、下呂市長、白川村長とともに、国土交通省、総務省、中部地方整備局、中部運輸局、岐阜県、JR東海本社など関係機関への緊急要望をされました。こんなにはやく要望活動ができた背景と、その後の要望活動の状況と考察、今後の要望活動は考えてみえるのかを伺います。

また、被害を少なくするための対策、つまり治山、治水、河川改修の推進、山林の荒廃防止などについてはどのように考えてみえるのかを伺います。

4点目です。今後の対応について。

今回の飛騨市では、市役所の各部局、消防本部、消防団各方面隊、避難所に従事した職員から教訓事項を収集するとともに、市内各区長さん、自治会長等にアンケート調査を実施され、今後の対応を検討されました。

警戒本部・災害対策本部に関すること、避難勧告の発令・誘導、災害の予防の検証をされ、1番、早急に対処する事項、2番、年度内に対処する事項、3番、次年度以降に対処する事項というようにまとめられました。

そこで、これらの項目の中で、市民の方にご理解していただきたいこと、協力していただきたいことを重点に伺います。

1、早急に対処する事項において9月補正に水産業の事業継続支援がありますが、その背景・目的と事業の積算根拠を伺います。

2、年度内に対処する事項においては、警戒本部・災害対策本部に関連して、災害対策室の新設がありますが、その設置の背景と整備内容等を伺います。同じく年度内に対処する事項で、要支援者の個別支援計画の作成がありますが、具体的にどのようなことで、どのように進めていくのかを伺います。次年度以降に関する事項では、福祉避難所の開設訓練とありますが、どのようなことを想定されているのかを伺います。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（高原邦子）

都竹市長。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

おはようございます。それではご答弁を申し上げたいと思います。まず豪雨災害にしまして飛騨市の気象の状況と今後の防災対策についてというお尋ねがございました。今回の7月豪雨でございますが、平成16年10月の台風23号以来の豪雨ということでございまして、市内にも多くの避難勧告、避難指示を発令するという事態となったわけがあります。

それで、市の気象の状況なんですが、4日、9時頃から雨が降り始めました。先ほどおっしゃいましたけれども強弱のある降り方ということでございました。だいたい8日の5時頃までこの雨が続いたと、こういうことでございます。7日の12時50分に、大雨特別警報が制定されて以来始めて市内に発表されるという事態にもなったわけがあります。この間の総雨量ですが、河合観測点で441ミリ、神岡観測点で412ミリを記録いたしまして、とくに神岡観測点では、月最大24時間降水量、日降水量を今までの記録を

更新というような雨であったわけであります。

過去に宮川、荒城川、高原川が氾濫を起こしておったわけでありますけれども、今回降雨量の増加に伴い水位は上昇しましたが、上流域のダム建設、また堤防の強化、河床の掘り下げ等の対策により水位が比較的安定していたということも特徴ではなかったかと思います。ただ一方で、それに流れ込む中小河川の急激な増水があった。これも特徴的でした。中小河川につきましては、市で観測手段がございませんで、地元からの通報、それから消防団による見回り等により情報提供をいただいて、迅速な避難勧告につなげることができたということを考えております。

また、市内各地土砂崩れが発生をいたしまして、古川町数河地区、神岡町山之村地区は一時孤立状態となったということでございますし、ＪＲ高山線は復旧まで数カ月を要する大きな被害を受けたということで、１１月下旬の復旧見込みということになっているわけでございます。この他、線状降水帯の発生で郡上市ひるがので、１，０５８ミリという降雨量であったわけですが、これが少し北にずれていけば、飛騨市にも甚大な被害があったのではないかとこのように予測されるわけでありまして、いずれにしても大変な雨であったということかと思っております。

平成１６年の災害以来、被害が少ない状況がずっと続いておりましたので、久しぶりの災害ということであったわけでありますけれども、今回の豪雨を振り返ってみましたときに、雨、それから水、山、こうした危険要因が我々の身近にある、そして一たび大雨が降れば甚大な被害を受ける可能性があるということが、常に背中合わせなんだということを改めて認識した災害ではなかったかなと思います。

当然市でいろんな対応をとりましたけれども、不具合のあった点もございますし、地域住民の戸惑いが大きかった点もございます。災害後、直ちにこうした反省点を洗い出す作業を行ったところでございまして、今後に生かしてまいりたいと思っております。

とくに市民の防災意識の向上なんですけど、これは引き続き力を入れていきたいと思っておりますけれども、今月２日に市の防災訓練を実施いたしましたところ、これまでの参加人数は４，０００人程度だったんですが、今年は約８，０００人ということで、通常の倍の市民のご参加をいただきました。防災に対する関心が向上しておるということを感じた次第でございます。

引き続き防災体制の強化を図ってまいりますけれども、防災はやはり行政だけではできないということも今回改めて痛感したところでございまして、今後とも区長・自治会長とも連携を強化して、災害に対する備えを図ってまいりたいと、このように考えております。

それから３点目の復旧工事の見通しと被害軽減の対策についての点につきましてお答えを申し上げたいと思います。３つ項目があるんですが、まず最初の職員の体調管理、事務軽減を含めた対策という点についてのお答えを申し上げたいと思います。

ご指摘をいただきましたが、豪雨の発生の後、とくに基盤整備部の職員が昼夜を分かたず、現場対応と事務対応に奔走しております。このため、基盤整備部に応援の職員を投入

したということがございました。7月23日に災害復旧実務経験者5人に兼務辞令を発令をいたしまして、しばらくの間、災害復旧対応の業務にあたるということでも業務につかせております。

また、災害査定に備えまして、被災箇所の草刈り、測量、写真撮影等の現場対応、こうしたことが必要になるんですが、これについては部を越えた応援体制を整え、随時対応するとともに、コンサルタント業者への業務委託や建設業協会への測量等の応援をいただくというようなかたちで対応してきているところでございます。

他方で、短期集中する災害関連業務、これに伴いまして、時間外が増えておりまして、この3カ月平均で60時間を超える時間外勤務実績がですね、60時間を超える職員には、産業医との面談を実施するというようにしておりまして、心身面で不調が生じていないか、健康面でも注意をしているところでございます。このように、現状ある職員の中で最大限の配慮と工夫をしながら取り組んでいるというのがいまの現状でございます。

今後の備えの強化もたいへん重要であると考えておりまして、こうした災害関連の業務になりますと、現場経験がないとですね、突如配属をしても実際には業務をやるのが難しいという事情もございます。そこで、基盤整備系の技術職員あるいは関連業務の経験者をリスト化をいたしまして、非常時の即時応援を可能とする体制をですね、整備をしたところでございます。

さらに、今後ですが、人事異動の際には、地域性を考慮いたしまして、地域を熟知している職員を投入できるような体制・人員配置を考慮したいと考えておりますし、とくに河合、宮川といった地域では、出身者でなくても地域を熟知した職員の育成ができるように人員配置を考えていきたいとこのように考えているところでございます。

それから3点目の2番目にですね、国への要望の関係のお尋ねがございました。まずこの7月12日という早いタイミングでなぜ要望ができたかというところという話でございますが、飛騨三市一村の首長、高山の國島市長、下呂の服部市長、白川の成原村長、私4人でありましても、さまざまな場面で一緒に行動することが非常に多いものですから、飛騨首長連合という組織をつくっておりまして、お互いの信頼関係を構築いたしております。その一つの表れなのですが、4人でSNSのLINEにグループをつくっておりまして、こうした災害時だけではなく、普段からいろんな案件につきまして、LINEで連絡を取り合っています。今回の7月豪雨につきましても、雨が降っている最中から、お互いに被害状況はどうだということをですね、LINEでやりとりしておりまして、また時には電話をかけあって情報交換をしております。その中で早期の要望が必要であるとの認識が一致をいたしまして、避難勧告を解除した8日の夕方から、すでに要望の日程調整を始めておりました。ちょうど12日の日に飛騨首長連合での要望を別途予定したこともありまして、訪問先の修正・調整をし直しまして、国土交通省・総務省・JR東海・NEXCO中日本への緊急要望を行ったというところでございました。

県内の自治体では飛騨三市一村、首長連合が最も早く動いたということだったもので

すから、知事も私も同行したいというお話がございまして、総務省には古田知事も一緒に行っていただきましたし、また各省庁においては、やはり早く行ったという事で重大な被災であったことを理解していただき、力強い応援のお返事をいただいたということでございます。

とくにＪＲ東海の被災に関しましては、早期の運転再開というのが飛騨全域の観光に対しても非常に大きなインパクトがあるということで、強く要望してきたわけでありまして、これはいち早く動いたことで幹部の方々に重点課題として捉えていただけたという、これは確かな手応えがございました。その結果、国土交通省の関連部局とＪＲ各社の「鉄道の復旧に関する連絡調整会議」の対象路線にいち早く上げていただくことができて、事業間調整や支援、協力をいただいているというところでございます。

それから、最後にお触れになった３項目なのですが、その前に今後の要望につきまして、森林対策・治山対策含めてなんですけれども、やはり従来道路関連の要望中心に首長連合の要望をしてきているのですが、治山・治水事業に関することについても重点的に訴えていく必要があるということ改めて認識いたしましたし、先般首長連合で集まったときもそのような話をしたところでございます。その中で私が申し上げておりますのは、国・県のみならず市民の理解を深めるということも重要ではないかということをおっしゃっておりまして、治山・治水事業の成果を具体的なデータで示していただくということも、今要望の中であわせておっしゃっております。どうしても道路と違いまして、河川とか治山・治水の事業というのは目に見えにくい。そうしますと実際にやっているのかどうか分からないというようなことがございまして、必要性が市民に理解されにくいという特徴がございまして、したがって、例えばこの事業をやったから河川の水位がどのくらい下がったとかいうようなことを示していただくことによって安全度が確実に向上しているということを市民の皆さんに理解していただくということではないかと思っておりますし、そうしたデータは国なり県が保有しておりますので、ぜひそのご提供もお願いしたいということもあわせて申し上げておるわけでございます。古川土木事務所からは、宮川の例をじつは提示していただいておりますし、これは今回の豪雨の前に何う予定にしていたのですが、雨が降ったものですから、雨の直後に伺ったのですけれども、平成１６年の豪雨に対するですね、今回の災害復旧の効果ということでみますと、おおむね水位が５０センチ下がっておるとこのような結果がでておるわけでございます。そのぶん当然安全度が大幅に向上しておるということでございます。県にはこうしたデータを積極的に提示してくださいというようなことをお願いしておるということでございます。

今後の予定ですが、首長連合では１０月に要望をする予定にしておりますし、飛騨市単独でも１１月に国・県等への要望を予定しておるところでございます。以上でございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（高原邦子）

続いて答弁を求めます。

〔危機管理監 坂田治民 登壇〕

□危機管理監（坂田治民）

私のほうからは、避難所関連及び災害対策室関連についてお答えさせていただきます。

今回の平成30年7月豪雨で、河川の水位上昇、土砂災害警戒情報の発表に基づき、避難勧告を発令しました。延べ2,997世帯、8,842人を対象に発令し、約13.2パーセントにあたる1,173人が避難場所等に避難をされました。同様に避難指示については、延べ612世帯、1,891人を対象に発令し、24.3パーセントにあたる463人が避難されました。

ただし、今回は避難勧告等の発令が夜間となり、2階への垂直避難を促したため、これらの数字には、自宅で2階への垂直避難をした方や、親戚等の家に避難した方は含まれておりません。

県内では、避難勧告を14万1,031人、避難指示を11万4,193人に発令しましたが、避難場所へは合計して9,629人と約2パーセントにとどまっております。過去の発災後の避難実績と比較すると、阪神・淡路大震災時では最大26パーセント、新潟中越地震では15パーセント程度であります。

これらの数値と比較すると、発災前である今回の飛騨市における避難場所等への避難の比率はたいへん高いと判断します。

しかしながら、区長からのアンケートから分析すると一部の住民には「今まで、うちは大丈夫だったから、今回も大丈夫」と言って、避難しなかった方もいるそうです。今後このような方を減らせるように地道に避難について、意識向上を図りたいと考えております。

次に当時の天候等により防災無線の聞きづらい地域については、避難勧告等の発令の前に現地の区長・自治会長に連絡を行い、避難勧告を発令する旨と避難準備を行うことを依頼して発令してきました。同時に市のホームページ、SNS等を活用して情報を伝えるとともに、同報無線が通じない場合や区長への連絡ができない場合に備え、消防、警察等の車両に積載している放送設備等を活用して避難を促しました。

次に災害対策室についてですが、従来は、災害時の災害対策本部は、応急的に西庁舎3階第1会議室に設置するよう計画されていましたが、県との連絡に使用する岐阜県防災情報通信システムの移設が困難であり、電話の設置数も少なく、活動に不向きなため、今回の災害対策には使用せず、本庁舎2階の総務課を使用して活動しました。

今回の豪雨対応は土日での対応が主だったため、総務課の本来業務には支障が出ませんでしたが、本来、災害はいつ発生するかわからないし、発災後、直に対応する必要があるため、専用の防災対策室を設置する必要があると判断しました。

現在計画しているのは、本庁舎2階の一部を改修して、災害対策用の作業室と災害対策本部会議を実施する会議室の2室を基本としております。

作業室には、電話、LAN設備、状況を映し出すプロジェクター、各種通信機器を、会

議室にはプロジェクターと各振興事務所、消防本部等とを結んだテレビ会議システムを備える予定です。

また、平素の段階から、室内の準備をしておき、担当職員がすぐに業務に入れるようにしておく予定であります。

現在、設計、見積りを行っており、12月議会には補正予算の計上を考えておりますので、よろしくお願いします。

〔危機管理監 坂田治民 着席〕

◎議長（高原邦子）

続いて答弁を求めます。

〔農林部長 青垣俊司 登壇〕

□農林部長（青垣俊司）

4点目の今後の対応についてのうち、水産業の支援関係についてお答えします。

飛騨市の水産業は市にとって重要な産業という位置付けをしております。岐阜県水産振興室の平成28年度市町村魚種別生産高の統計によると、現在の飛騨市の水産業者は12件で、県内の内水面の経営体の約17パーセントを占めております。

また、生産高は約1億1,000万円の生産高となっており、県内の約6パーセントを占めており、ニジマス・アマゴ・ヤマメ・イワナの生産が盛んとなっております。

7月の豪雨災害では市内の水産関係者の被害も多く、約2,000万円の被害が発生しましたが、これまで水産業に向けた支援策はほぼありませんでした。

こうした状況を踏まえ、今回の水産災害対策事業補助金は、年々少なくなっていく市内の養殖業者が今後も継続して事業が行えるように支援するものであり、水産業の振興と生産性の向上を図ることを目的に設置するものです。

積算根拠については、補助率を事業費の2分の1以内としており、農業関係の類似事業である農業用施設等災害対策事業の補助率2分の1を、補助上限額100万円については、市のがんばる水産業応援事業の上限額をそれぞれ援用しております。

これにより、今後の市内の被害水産業者が卵や稚魚を購入した場合、一事業者当たり稚魚等購入費用の半分を支援できるものと考えております。

〔農林部長 青垣俊司 着席〕

◎議長（高原邦子）

続いて答弁を求めます。

〔市民福祉部長 柚原誠 登壇〕

□市民福祉部長（柚原誠）

私からは、4点目の今後の対応についての要支援者の個別支援計画と福祉避難所の開設訓練についてお答えします。

まず、要支援者の個別支援計画についてですが、市では、今年4月に「飛騨市避難行動要支援者支援計画」を改訂し、この計画に基づき避難行動要支援者名簿の整備及び個別支

援プランの作成を進めています。

避難行動要支援者とは、高齢者や障がい者などのうち、自ら避難することが困難な方で、迅速な避難のためとくに支援を要する方のことをいいます。また、個別支援プランには、要支援者の緊急連絡先や要支援者の身体状況、及びその人に必要な支援と、避難を支援する方の名前等を記載します。

6月より社会福祉協議会が主体となって、古川町を皮切りに見守りネットワーク会議を開催し、地域での個別支援プランの作成をお願いしました。8月からは神岡町、河合町、宮川町でも同様の会議を開催し、年度内には市内全域で個別支援プランの作成が完了する予定です。

現在の進捗状況については、名簿の対象者1,172人のうち、登録を承諾された方は1,008人で、そのうち348人、約35パーセントの個別支援プランの作成が完了しています。

今後は引き続き地域の方のご協力のもと、市内全域で個別支援プランを作成し、災害時等に有効に活用したいと考えております。

次に、福祉避難所の開設訓練についてお答えします。

まず福祉避難所の定義について説明させていただきます。

福祉避難所とは、1、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者、これらの方を要配慮者というように表現いたしますが、要配慮者の方の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。2、災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備がされていること。3、災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されていることと定義されています。

飛騨市では、10カ所の福祉避難所を指定しています。うち、飛騨市立の福祉避難所が5カ所で、ハートピア古川、河合町保健福祉センター、宮川町公民館、神岡町ふれあいセンター、老人保健施設たかはらです。飛騨市立以外の5カ所は、平成28年3月11日に「災害時における社会福祉施設と飛騨市の対応に関する協定」を締結した、飛騨寿楽苑、飛騨古川さくらの郷、飛騨古川さくらの郷あさぎり、たんぼぼ苑、旭ヶ丘ショートステイたんぼぼ苑です。

福祉避難所の開設訓練につきましては、これまで実施したことがないため、実際に災害が発生し要配慮者を受け入れると仮定して、社会福祉法人と協定している福祉避難所を開設するといった実地の訓練を、来年度に実施したいと考えています。

訓練の流れとしては、災害発生時、初動として指定避難所に避難されたが、要配慮者であったため、福祉避難所へ避難をしていただくというものになります。

まず、市が福祉避難所の開設手続きを行います。手続きの後、指定避難所からの移送を行うとともに、要配慮者にかかる避難所を確保し、日常生活用品、食糧等の物資の調達、さらには看護師、介助員及びボランティア等の介護支援者の手配を行います。その後、福

社避難所にて要配慮者の受け入れを行うといった実地訓練になります。

また、要配慮者のうち、障がいの方を受け入れる訓練につきましては、ハートピア古川で実施したいと考えています。

なお、7月の豪雨災害時には、市立福祉避難所1カ所に3名、社会福祉法人と協定している福祉避難所3カ所に36名の要配慮者の受け入れを行っております。

〔市民福祉部長 柚原誠 着席〕

○5番（森要）

再質問をさせていただきます。まず飛騨市の気象の状況と今後の防災対策には今、市長から説明していただきまして、理解をしているところです。これは、事前に通告していないので、わからないかもしれませんが、先般の台風21号の風による被害、停電がありましたよね、飛騨市。それから北海道においても雨と地震ということで、北海道全域が停電になったというようなことがありました。火山灰が降って、さらに雨が降ってくる複合災害ということで、それは日本の全体、岐阜県も一部入っていたような気がいたしております。そこで、停電に対する防災対策、それから今後複合災害の危険性についても今後の防災対策の中に入れて検討していただく必要があるのではないかという気がいたしますが、いかがでしょうか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□危機管理監（坂田治民）

今回台風21号、北海道で停電が多く発生しております。当然ながら飛騨市にもそれは予測されております。現在、各地区については、コミュニティー助成金等を使いまして、今古川町では17カ所、そして、今週末になりますが、宮川町・河合町、あわせて17カ所の発電機およびライト等については配備する予定であります。また現在市内については、いまの段階で約10台の発電機をそれぞれの地区に備え付けております。また今後、備蓄品の中で各大きな避難所等には当然セット化して準備をしていく予定ですが、それに一部については発電機等も加えたいと考えております。またいろんな複合災害があると思います。今回、地震・停電等もありますので、今後それらの教訓事項を踏まえて我々として事前に準備できるもの、できないものについては、各県等の応援とかも踏まえて検討したいと考えております。

○5番（森要）

ありがとうございます。次に避難率の先ほどお答えの中に私も非常に高いのではないかとということで、ほかの方の町村から比べると非常に2.何パーセントとかそういったことを聞きました。さらに避難率をやるために市民の防災意識を高めるために、取り組みについては、市長から見解で区長とか自治会とかそういったことを利用したいということのお話がありました。先般の対応の中で各区の組み割りとかこういう調査をされましたよね。先般の発令のときに宮川の左岸の高野地区の地区とか12区の何組とかがありま

して、そういう限定された避難ということをされました。非常にそれはすごく大切なことだと思っています。いまのその各地区ごとの班をされたということの意図をもう少し説明していただければと思いますが。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□危機管理監（坂田治民）

従来というか、今回の7月豪雨までは、発令の区分については、市として区単位で実施しておりました。去年、一部、谷・下野・袈裟丸等についてはもっとしぼれということで市長の指示がありまして、そこはその下のレベル、組等までしぼりました。ただやはり今回経験してみると、まずひとつは危険意識をどう高めるかということで自分が本当に安全なのかという、「いや、俺はここにいるよ」という人もいらっしゃる中で、それを狭めることで、少なくとも自分の住んでいる地区、もしくは班のところは危険な状態にあるということで認識してもらおうというのがまず大きくひとつあります。当然ながら今度避難する場合について、避難誘導という言い方に関しても、あまり多くの方が一斉に動かれても困る。特定の地域について限定したほうが避難誘導等もうまくいくし、受け入れもうまくいくというような状況であります。以上です。

○委員（森要）

私もそのように考えておりますし、さらに避難率なんかも上がると思いますけれども各地区・自治会とか区のほうへもこういったことを防災的な災害に対する意識を上げるために今後もそういった防災教室といったものを今後やっていく予定はあるのでしょうか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□危機管理監（坂田治民）

いま恒常的にまわっているものとしては、いま社会福祉協議会と見守りネットワークということでそれらに今回福祉関係では区長さん、民生委員等にお話をしています。私も着任後2年目になりまして、各区等からの「市政見える化講座」ということで増えております。そういう機会を利用して、とくに逃げることについて説明をしております。とくに飛騨市においては各地区、極端な話、区の状況によって危険状態が異なってきます。土砂災害なのか、洪水なのか。とくにこの2つについては極端にわかれるところであります。したがって自分たちがどういう危険状態なのか。洪水や土砂災害か、両方なのかということについてまずそれを説明した後、いろんな中身に入っていくということで実施させております。また要望等があれば引き続き実施したいと考えております。

○5番（森要）

今後の山林の荒廃ということで、今後の要望なんかもさらに進めていくことを言われました。私はとくに山林の倒木とか非常に憂慮しておりまして、今後民有林の整備とか、森林整備の地域活動支援というようなことで取り組んでみえますけれども、さらに関市

とかむこうでは、すごい雨が降った中にやっぱり倒木の処理がうまくいなくて、それが大きな被害。郡上市ではそういった倒木については、順次整備されているのであんまり被害がなかったということでかなりの飛騨市の山林を見ていきますと、谷筋には非常に束ねた木とかたくさんあります。またこういったものに対する防止策というものを何か考えてみえるか、お伺いいたします。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□農林部長（青垣俊司）

倒木の災害についてですが、危険木等につきましては現在市のほうで危険木の伐採に対する補助等を行っておりますが、山林の奥深い倒木につきましてはそういったものはございません。また山林につきましては、基本的に個人の所有ということになっておりますので、そういったところまではなかなか手が回らない状況でございます。しかし今後森林整備の中でそういった災害に強い森づくりといったことも必要かと思っておりますので、そういったことで整備を進めてまいりたいと思っております。

○5番（森要）

ありがとうございます。水産の支援では先ほど説明していただきまして、非常に今までに水産による支援がなくて、ここに新たな目を向けていただいたということで非常にありがたいことと思っております。台風21号による風が非常にありましたけれど、それに伴っての農産物等の被害はあったかどうか。そういった方々、今回は水産ですけれども、またそういった国とか県とかの支援がないぶんについてもなんらかの対策はする考えはあるのかどうか、それについて伺いたいと思います。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□農林部長（青垣俊司）

今回の台風の被害であります、農業施設、パイプハウス等ですがそういったものの被害が多くでております。そういったものにつきましては、基本的に農業共済等の対応となるかと思えます。そちらのほうの後に現在市のほうで災害対策補助金の制度がございますので、そちらのほうでも対応が可能と考えております。

○5番（森要）

最後の質問になるかと思いますが、再質問ですが、今後の対策の中に対策室をされるということで、私も災害のときに避難したときにときどき防災対策本部に行きますと非常にたいへんだったということを思いまして、さきほどの説明で対策室は必要だなということを感じています。限られた予算の中でお金をかけるということでたいへんですけれど、やっぱり本部がしっかりしないとなかなか対応できないということで、私は全面的に応援をするところですが、先ほどは作業室とか会議室とかということでしたが職員の方はじつは仮眠をなかなか長いすを並べたところで寝ているというような状態があつて、

ほとんど寝れないときもあったかもしれませんが、できたらそういったしっかりと仮眠もとれるようなところも含めて、いま対策室の検討をされると思いますので、そういったところも含めてもらうといいんではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□危機管理監（坂田治民）

災害発生直後については、おそらく24時間勤務というのが実際になるだろうし、実際我々もそうでした。たしかに災害対策本部の人的戦力を維持するためには、睡眠というのは欠かせないし、人員交代というのも欠かせないという状況です。ただ、いまの現状の施設の中で本部機能にプラス仮眠室等を設けられるかというスペース的にはちょっと困難があります。したがってその代わりとしては、使っていないところについて野外のベット、折りたたみのベットというのがあるんですが、キャンプ等に使うやつ。そういうところを必要数準備して、仮眠もとれるような状態を設定したいと思います。状況によったら、たとえば本庁舎2階で作業しているとなると逆に静かなのは西庁舎になりますので、そちらの会議室とかでベットを並べて仮眠をとれるようにするというふうに考えたいと思います。

○5番（森要）

それでは、2点目の質問に入りたいと思います。台湾・新港郷との友好交流事業の推進の進捗につきまして伺います。台湾の新港郷と飛騨市は、平成29年に友好都市提携を締結しました。交流1周年を記念して、本年10月12日から14日には台湾より多くの方々がおみえになります。

飛騨市・新港郷交流式典・芸能公演や飛騨市・新港郷文化交流展等企画されています。具体的にどのようにお迎えして交流を深めていくのか、以下の3点を伺います。第1点、交流式典・芸能公演及び文化交流展の概要について。当初予算に台湾・新港郷との友好交流事業が計上されています。本年10月13日には、交流式典・芸能公演や、飛騨市・新港郷文化交流展などが企画されています。台湾の方をお迎えするにあたって、この事業の進捗状況、事業の概要を伺います。また、観光課や教育委員会など行政側の横の連携、観光協会や商工会との連携、祭り関係では、古川の市中との連携が欠かせませんが、現在の状況を伺います。

2点目、市民との交流について。台湾・新港郷の方々と市民との交流は、どのように計画されているのかを伺います。

3点目、市民への告知について。広報ひだ8月号で一周年記念事業開催のお知らせが掲載されています。開催日が迫っている中で、市民の皆様へ、具体的な内容を周知させる対策、例えばPRチラシによる告知、お客様と接する機会が多い商店、観光施設窓口へのアプローチなど必要と考えますが、どのように市民の告知を考えてみえるのかをお伺いします。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

〔理事兼企画部長 御手洗裕己 登壇〕

□理事兼企画部長（御手洗裕己）

お答えいたします。ご質問へのお答えの前に、一点ご報告を申し上げたいと思います。新港郷から7月豪雨の際にお見舞いの書簡をいただいておりますが、8月23日から24日にかけて台湾嘉義県を中心に大雨被害が発生をしております。すぐに市長名で新港郷長ならびに文教基金会長にもお見舞い文を送付したところ、「多くの家屋が浸水し、農産物にも大きな被害がありましたが、復旧作業は順調に進んでおり、飛騨市長様はじめ市民の皆様からいち早く励ましのお言葉をいただき、感謝申し上げます」との返礼文をいただきましたので、ご報告させていただきます。

ご質問の3点とも関連がございますので、あわせて答弁させていただきます。

今回の交流事業は、昨年10月13日の台湾新港郷との友好都市提携協定の締結1周年を記念して行うものでございます。事業全体のコンセプトとしては、次のように考えております。

これまで新港郷の交流は、旧古川町のまちづくり団体を中心に行われておりました。昨年の友好都市提携協定の締結は、古川町のみならず飛騨市全域で交流を深めていくことを目的としており、今回の交流はお互いの文化を知る機会とするとともに、新港郷の皆様には古川町以外の各町の魅力にも触れていただきたいと考えております。

今回の訪問団は、計画段階では30名程度でございましたが、希望者が増え6月補正で増額を認めていただきました。その後さらに希望者が増えたことにより飛騨市のコンベンションとしても最大規模の総勢約100名の大訪問団となる見込みでございます。このため、今議会補正予算において増額予算を計上させていただきました。

今回の事業は、官民一体で新港郷の皆様をおもてなしするため、飛騨市観光協会、古川祭保存会、飛騨市旅館組合、ならびに飛騨市で「飛騨市・新港郷友好都市提携一周年記念事業実行委員会」を立ち上げ、各事業の企画運営に当たっており、行政内部では文化振興課や観光課をはじめ、関係課と連携を図っているところでございます。また、相談役として、これまで長く交流にご尽力された方々にも、実行委員会にご参画いただいているところでございます。

次に、交流事業の概要についてご説明をいたします。

新港郷の皆様は10月12日、金曜日の午後に中部国際空港にご到着されます。市から大型バスでお迎えにあがり夕方に飛騨市に入り、その後古川町公民館において、歓迎交流会を開催いたします。この交流会には市民の皆様にも広く参加を呼びかけ、飛騨市一体となって歓迎をしたいと考えており、「古川めでた」の披露や「付け太鼓」の披露で、古川の祭文化も紹介をいたします。

翌13日、土曜日がメインの交流会となっております。

まず午前9時から、屋台交代式と全屋台の曳き揃えを観覧いただきます。あわせて木偶や獅子舞も披露いただき、古川祭の一端を体験いただきます。交代式は本来別日で実施予定でしたが、古川祭保存会の全面協力のもとに交流事業と同日開催いたします。

続きまして、飛騨市文化交流センター交流広場へ移動いただきます。

交流広場では、台湾料理の屋台を招き、「新港郷・飛騨市友好屋台村」を開設いたします。そして市民の皆様台湾料理を堪能していただくほか、飛騨市観光協会特産部会の出店や、交流広場で同時に開催されます「ヒダマミー」という子育て世代のお母さんを応援する団体によるイベントへの飲食の出店もごございますので、新港郷の皆様には昼食券を配布して、ここで自由に昼食をとっていただくこととしております。

また、飛騨市美術館では、同日からですね、10月28日、日曜日まで「新港郷・飛騨市文化展覧会」を開催いたします。展覧会には新港郷から約70点もの伝統工芸品を提供いただき、市民の皆様新港郷の文化をご紹介しますとともに、これまでの新港郷との交流の歴史についてパネル等でご紹介をいたします。

午後は、飛騨市文化交流センターで友好都市提携一周年記念式典を開催いたします。

飛騨市と新港郷双方の伝承文化の披露を行い、飛騨市からは神岡町の木遣り保存会による「木遣り」や、飛騨市消防団神岡方面隊梯子組による「梯子乗り」、藤橋会による「能」を披露し、また新港郷からは、獅子舞や宮殿で行われる舞いの披露を行っていただき、市民の皆様台湾の文化に触れていただきます。

さらに、さくら保育園児による歓迎のお遊戯の披露や、8月に新港郷へのホームステイに参加された高校生による報告会も実施いたします。

夜は軽い夕食を提供し、そのあと古川町内を自由に散策いただくこととしております。

翌14日、日曜日は、新港郷の皆様に飛騨市全体の魅力を知っていただくため、市内周遊ツアーを行います。

午前中は古川町市街地の散策と、飛騨市文化交流センターで河合地歌舞伎を鑑賞いただきます。午後は神岡町に移動し、レールマウンテンバイクガッタンゴーの体験を予定しています。

夜は、八ツ三館において新港郷の皆様と飛騨市関係者の皆様による送別会を行います。ここでは、河合の小雀獅子や宮川の北振若連中による獅子舞の披露を行っていただき、最後まで新港郷の皆様に飛騨市の文化を体験していただけるよう企画しております。

以上が交流事業の概要となります。なお、天候次第では一部のプログラムを変更することを検討しております。

台湾での豪雨被害などもあり、先方との調整が遅れ気味で、広報ひだ8月号への掲載以降、市民の皆様へ概要をお伝えできておりませんが、これらの内容をチラシにまとめ9月の区長配達で全戸配布させていただくほか、関係団体の皆様を通じ、市内全域に広く周知させていただきます。

また、市の公式FacebookによるPRなど、SNSも積極的に活用し、多くの方

にご参加いただき、飛騨市全体で新港郷の皆様と交流できるよう努めてまいりますので、議員の皆様にも、ぜひご参加ご協力のほどよろしくお願いしたいと思います。

〔理事兼企画部長 御手洗裕己 着席〕

○5番（森要）

ただいま新港郷との交流につきまして、説明をいただきました。本当にむこうからたくさんの方がおみえになる。それをおもてなし、交流をするということは、大切なことで、非常にわくわくしております。市民の皆様にご告知というのが非常に大切で、やはり一部の方だけではなくて、市民の皆さんが「本当に台湾の方とはこういうふうに交流があったんだな」、そういったことがわかるには交流展なんかにもどんどんと出てもらうことが大切でないかと思うので、さきほど言われた告知のチラシ等も行きたくなるようなチラシをぜひつくっていただきまして、期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

〔5番 森要 着席〕

◎議長（高原邦子）

以上で5番、森議員の一般質問を終わります。

次に6番、中村議員。なお、質問中資料の使用願いがでておりますので、これを許可いたします。

〔6番 中村健吉 登壇〕

○6番（中村健吉）

議長のお許しを得ましたので、質問させていただきます。最初に7月の豪雨、台風21号、そして北海道地震と相次いで発生した被害、自然災害につきまして、被災され、尊い人命を亡くされた方に心からご冥福をお祈りし、また今なお被災で一生懸命復旧に向かってみえる方々に対してお見舞いを申し上げます。

甚大な被害をもたらした7月の豪雨災害について、市は早々に対応経過と対応に従事した全ての関係者の体験情報と意見を基に検証と今後の対応を協議し、平成30年7月豪雨災害状況と復旧対策及び今後の防災対策をまとめました。

結語には「防災の面で市の準備、避難所開設等の多くの教訓事項が発見された。今後、これらの教訓事項を生かし、災害に強いまちづくりを目指していく」とあります。これは市民全体が納得できるものだろうと思います。

本当に今回の豪雨と台風21号は、他県の被害状況などを見ても、市民の自然災害について、これまでの常識が通用しない状況になってきていることを思い知る出来事であり、日ごろの危機対応意識を震撼させるものではなかったかと思います。

今回私は、豪雨時に自ら体験したことを基に、発表された復旧対策及び今後の防災対策を鑑み、そこで抱いた思いから以下の4点について質問と提案をしたいと思います。

なお、先の森議員の質問と重なる部分が多々あります。したがって時間もありませんので、ようからこの問題については、前言どおりというようなことがあってもかまいませんの

で、よろしくお願いいたします。

さて、最初の質問ですが、市内避難箇所・危険箇所の再検討について、お考えをお伺いしたいと思います。

7月6日の夜、古川町戸市地区の方から私に電話がありました。この方は、いつも親切に適切なアドバイスをしていただいている方なのですが、その日は少し気配が違いました。「いますぐ戸市川を見に来てほしい。そして、川の色と、音と、臭いを確認してほしい。川が何かいままでと違う」こう言われました。

翌早朝、車で野口から数河まで川沿いを観察しました。増水した川と、多くの谷で不気味にしげる杉の大木を確認しながら、雨水が流れ、小石が散乱する国道を数河まで往復し、たしかに何かが違うと感じました。

戸市と数河で国道の土砂災害が発生したのはその日の昼頃でした。それは予想もしていなかった箇所での出来事で、その後河合地区・宮川地区でも次々と土砂災害が発生しました。

場所は違いますが、下呂市の東部、歴史のある門和佐地区を小さな川が流れています。10年ほど前、そこの住民に聞いた話ですが、「大雨でこの川が大氾濫し、流域の田畑に大きな被害をもたらした。住民が氾濫した川の補修をすると、流失したこれまでの堤防の、数メートル外側に昔の石積みの堤防跡を発見して驚いた。かつてはこの川が氾濫するとどこまで水が出るかを住民は理解していたことを知って驚いた」ということです。

40年ほど前、私が古川町杉崎で地区共同作業のいざらいに参加していた時に、一緒に作業をしていた隣の老人が話された言葉は忘れられません。

「昔は宮川も太江川もよう荒れて、この辺一帯がすぐに海みたいになってしまった。わしらは牛だけを引いて山の方に逃げて、その海を見とったもんじゃ。」

市内各地の危機意識は、それぞれのおかれた環境によって大きな違いがあります。現実的に即した問題提起が大切だと思います。今こそ飛騨市は、全国的に頻発する思わぬ場所での思わぬ災害のメカニズムを研究し、地域住民の知識や歴史的事実を再調査しながら、真に市民にとって必要なハザードマップや避難箇所、危険箇所の見直しをすることが必要ではないでしょうか、お伺いします。

◎議長（高原邦子）

中村議員、全てやっていたら。

○6番（中村健吉）

わかりました。質問の全部を読ませていただきます。

2番目に地域の孤立を避ける、旧道を含めた峠道の整備・保全について、お伺いいたします。

災害時、国道・県道などが不通になると、飛騨市周辺地区で孤立する可能性が発生します。とくに生命の危険がある救急のときなどは、深刻な問題です。それに対応するため、旧道を含めた地域をつなぐ道の整備・保全を継続させる必要はありませんか。

河合地区と宮川地区をつなぐ臼坂峠、古川地区と河合地区をつなぐ湯峰峠等は今回の大雨災害では被災を逃れ通行可能でしたが、その他の道は崩壊や冠水で通れなかったところがあります。

普段は利用頻度の少ない道ですが、また冬期は危険なところとなるかもしれません。しかし、昔から大切にされてきた往還は、それなりの安全が保障されてきたものではなかったでしょうか。万一の場合をその場合の生命線として、今後も保全を続ける必要があると思うのですが、いかがでしょうか。

3つ目です。緊急時における職員の配置対応について、お伺いします。

今回の災害時における飛騨市職員の不眠不休の活動とその対応には敬意をあらわします。とくに比較的広範囲を担当された地区の職員の活動には、感動を覚えました。

広い地区内を10名足らずの所員で担当し、市民の安心安全を最優先に多岐にわたる課題に対処され、次々と判明する被害箇所の点検調査や、復旧作業の計画打ち合わせ等、さらに9月になっても調査に出かけなければならない状況を拝見し、驚きました。

そして、こうした実情に接したとき、職員の少ない振興事務所には、特別に緊急対応の対策が必要ではないかと思いました。少ない人数でも、職員には広い地域の市民生活を日常的に安心安全にリードする使命があります。しかし、今回のような非常事態では、その行動にどうしても過剰負担がかかります。今回、大人数の職員を有する職場でもたいへんな忙しさで、所員によっては睡眠時間も無かったと聞いております。それならば、狭い地区、少ないところはよりたいへんだったと思います。

さらに、地区によっては復旧工事業者が駆け付けても、担当者が他の場所に出かけていて十分な対応ができなかったり、地区外から通う所員のため、工事箇所の「字名」がわからなかったり、多少の問題があったとも聞いております。

災害対応は常時のものではありません。職員数の少ない地区について、何らかの配置対応を設置することが必要ではないでしょうか。

たとえば、あらかじめ出身地区や年齢を考慮して全職員に非常時担当地区を決めておくことです。

そうすることで、職員は担当地区への関わりを深め、万一の場合に素早く対応が可能な状況を普段から準備構築しておくことができ、幅広い能力開発の職員研修にもつながるのではないかと思います。いかがでしょうか。

最後4番目です。市民の危機対応意識を高める方法について、お伺いします。

災害の起きる可能性が発生したとき、市はあらゆる方法で市民に対し、生命を守る手段を伝えます。日頃からの広報活動はもとより、利用できるかどうかは関わりなくホームページや、聞き取りにくいという苦情もありますが広報無線等を使って懸命の活動が展開されます。

しかし、それらは果たして有効に市民に伝わっているかとなると少し問題があるのではないかと思います。生命を守るために発令した指示が、市民に自分のこととして理解さ

れ、行動されることが求められるのですが、なかなかそうはいかないのが現実だと思いました。

私は、基本的に危機対応意識を持つことは、個人の意識の問題と考えます。

自らの生命を第三者に委ねるのではなく、自らが積極的に生命を守る行動をとることは個人の責任だと思います。

ただ、さまざまな事情からそれができないとき、相互に支え、助け合うことは、人間の義務であり、太古から人類はそれを当然なこととしてきました。今後もそうです。

誰もが自分の生命に責任を持って行動できるような環境をつくるために、今後、市民の危機対応意識を高めるためには、どのような方法を考えておられるか、お聞かせください。

以上です。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

私からは、3点目の緊急時における職員の配置対応、それから4点目の危機対応意識を高める方法の2点、ご答弁申し上げたいと思います。

まず緊急時における職員の配置対応の件でございますけども、7月の豪雨災害の発生後ですね、基盤整備部の職員が昼夜を分かたず、現場対応、事務対応に奔走しているという点については目の当たりにしております。また、災害当日も当然でありまして、本当に獅子奮迅の働きでございました。そうした中で、いろんな課題もあったわけでありまして、まず、基盤整備関係の職員の件で申しますと、先ほど森議員のご質問にお答えをいたしましたので、項目だけ申し上げておけば、まず、応急の対策として、災害復旧の実務経験者5名に兼務辞令を発令して、負担軽減を図っているということ。それから、部の枠を超えた応援体制を整えている。それから、コンサルタント業者、建設業協会への委託や応援をいただいているというようなことでございます。

くわえて、時間外が長くなっている職員には、産業医との面談を実施。そうしたことについて、やっているわけでありまして、これも先ほど申し上げましたが、やはり非常時になりますと職員が足らなくなります。しかもわかった職員が必要となるということですので、基盤整備系関係の技術職員をリスト化しまして、また、経験者をリスト化いたしまして、非常時の即時応援を可能とする体制をですね、整備したと、こういうことでございます。

あと振興事務所の職員の問題なのですが、現実今回ですね、実際の所属に関わらず、居住地に最も近い事務所で災害対策にあたったという職員も大勢ございまして、実際には例えば神岡町在住の職員が、神岡の振興事務所へ行く。宮川の職員が宮川の振興事務所へ行くということは、実際かなりございました。ただその一方で、元来の所属の職員の中に議員のご指摘のような地域の地理感がわかる職員が少なかった、苦労したという事務

所があったのも事実でございます。とくに、河合・宮川地域は、地域内の在住職員そのものが少なくなっております関係で、やはりそうした状況があったということでございます。合併後14年がたっておりますので、現在の30代半ば以下の職員は、かつての役場時代のように自然と地域の細部まで地理・地形を熟知するということができなくなっております。したがって、そこをどうカバーしていくのかということがひとつのテーマになろうかと思っておりますし、人事異動の際に、地域を熟知している職員を一定数投入できるような体制・人員配置というのを考慮したいということを思っておりますし、先ほど申し上げましたように、合併後時間がたってきております。ですので、入ってきた職員はもう、はじめから飛騨市の職員という意識がございますので、地域を熟知した職員、得意分野でこの地域は自分がわかるぞという職員を育成できるような人事配置を考えていかなければいけないなということを改めて思ったところでございまして、そうした人事の考え方を今後採用していきたい、このように思っております。

それから4番目の危機対応意識を高める方法についてというお尋ねでございます。

ご指摘のように危機管理意識というのは、個人の意識に負うところが大きでございます。一般的に多くの方は「災害が起こっても、自分だけは死なない。」と、「自分だけは大丈夫。」というふうにご考えておられるのが一般的じゃないかと思っております。また、過去に大きな災害を受けた地域でも、世代が交代をいたしておりますので、記憶からだんだん思い出、記録、そして歴史になっていくと。このようなことでございまして、危機管理意識も薄れてきているんじゃないかなというふうに思います。

ただ、それでも7月豪雨の際には、過去に災害を受けた区の避難というのはたいへん素早く行われまして、逆に被害を受けた経験のない区は、避難勧告を受けても何をしていいかわからないという状況があったことも、一部では事実でございます。

いずれにしても、ただこれは、個人の意識の問題でありますので、地道に取り組んでいくしかないというふうに思っております。

ただ、その中で、これも議員ご指摘になりましたけれども、相互の助け合い、これが基本でございまして、やはりそのためには、地区の祭り、運動会、老人会等の地域の活動、これにしっかり参加してもらう。そして、地域のコミュニティーをしっかりと平素から築いてもらうということがまずは基本になろうかと思っておりますし、その上で、防災訓練等にやっぱりしっかり参加をしていただくということが基本だろうと思っております。またその際に防災訓練ですが、できるだけ危機意識を高めるためには、臨場感のある訓練をしなければいけないと、このように思っておりますし、昨年度ですね、河合町で土砂災害の避難訓練を行ったんですが、日没前後の暗くなる時期にあえて開催をするということをいたしました。たいてい避難訓練というと朝行います。これから日が昇ってきて、活動する時間帯に行くんですが、今回の災害でもそうですけれども、夜、今から暗くなる、あるいは深夜に避難をするということもいくらかでもございます。そこで、こうした日没後の前後の暗くなる時間にぶつけてみるというのも一つの手ではないかと思っておりますし、また今後の

研究ですけれども、実際に避難所を開設したあと、数時間そこで滞在してみる、その時に自分はどのような気持ちになるのかを体験してみるとというようなことも方法ではないかと思ひまして、大いに研究してみたいと思ひているところでございます。

それから、避難勧告の発令の仕方でもございまして、これ先ほど森議員の再質問で危機管理監からもご答弁申し上げましたが、今まで避難勧告等の発令は、区・自治会単位で行っておったわけでありまして、今回ピンポイントで区の下組、班の単位で発令を行ったわけでありまして。これは広い区の単位ですとなかなか危機意識が高まらないということでございまして、昨年8月に台風が襲来したときに避難準備を発令した際にですね、古川町の下野、袈裟丸区、非常に広うございまして、やはり「自分のところは水があふれることはない」というような話が実際にあったところもあって、とすればやはりもっとピンポイントでやるべきではないかというふうに考えまして、準備をしておりました関係で、今回そうした発令を行ったんですが、やはりこれは効果的であったのではないかなと思ひておりまして、やはり自分が危険な状態にあるというふうに認識していただけるような方法、これは今申し上げたような対応ですが、これを市内全域でできるように今準備を進めておるところでございます。

それから、市の情報発信なんですが、同報無線、それからメール、SNS等の文字情報の発信もあるんですけれども、やはり映像、写真、それから音声といったもの、これ大事じゃないかと思ひておりまして、ケーブルテレビの活用を重視をいたしております。今回、7月豪雨の際に途中で使おうと思ひたんですが、準備ができておりませんで使えなかったという反省がございまして、すぐに準備をいたしまして、それで先日の防災訓練の際には実際にやってみました。なので、こうしたケーブルテレビの活用ということについてもですね、充実をさせていく。これは生中継もできるようにしておりますので、たとえば、よほど危険なときは、あるいはかなり危険が迫っているときは、市長なりが生放送で登場して、呼びかけるというようなことも、危機管理意識を高める一つの方法ではないかと考えているところでございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（高原邦子）

続いて答弁を求めます。

〔危機管理監 坂田治民 登壇〕

□危機管理監（坂田治民）

私のほうからは、市内避難箇所・危険箇所の再検討について、お答えいたします。

ハザードマップは、実際に発生した災害、災害に関わる土地の性質、災害の発生しやすさ、発生場所の予測、被害の状況予測、災害発生後の活動に必要な情報を示した地図を言ひます。

飛騨市では、土砂災害と洪水に関するハザードマップを作成しています。

土砂災害ハザードマップは、平成29年度に市内全地域の改訂を実施しました。その手

順は、県の示した土砂災害特別警戒区域、レッドゾーンと土砂災害警戒区域、イエローゾーンの地図を元に、平成28年度に見直しを行った土砂災害に対する避難場所・避難所を記入し、対象地区の区長と調整を行い避難経路を定め、これを地図上に展開しております。最後に裏面に土砂災害に関する最新の情報を記述し、完成させております。したがって、現在は最新の情報を示しております。

洪水ハザードマップについては、古川町地区と神岡町地区の2カ所について作成しており、平成30年度から平成31年度に改訂する予定ですが、9月現在で県が想定浸水深を公表していないため、この公表を待って改訂をしたいと考えております。

なお、議員ご指摘のように過去の経験・伝承もあるとは思いますが、近年の土砂災害等の危険度判定は、冒頭申し上げたような項目について、科学的な見地に基づく、かなり精度の高いものとなっていると承知しており、県の示す区域図は、こうした研究成果を踏まえたものでありますので、市としては、現在の進め方で取り組んでいきたいと考えております。

〔危機管理監 坂田治民 着席〕

◎議長（高原邦子）

続いて答弁を求めます。

〔基盤整備部長 青木孝則 登壇〕

□基盤整備部長（青木孝則）

2点目の地区の孤立を避ける、旧道を含めた峠道の整備・保全についてお答えします。

飛騨市内には旧町村間を結ぶ峠越えの道路が数カ所あります。代表的な路線としては、河合町と宮川町を結ぶ臼坂峠の市道・林道の臼坂線、古川町と河合町を結ぶ湯峰峠の市道湯峰線、宮川町と古川町を結ぶ林道洞～数河線や小谷線などがあります。

また、そのほかにも、同一町内の集落を峠越えで結ぶ市道・林道もあります。

これらの道路の中には、国道・県道の迂回路として利用できる路線もあり、臼坂線や洞～数河線などは、平成16年の災害時には迂回路として長期間にわたり大きな役割を果たしましたし、本年の7月豪雨においても、臼坂線は国道360号の迂回路として利用されました。

議員ご指摘のとおり、地区間を結ぶ峠越えの市道・林道は通行量が少ない路線ですが、迂回路としての利用や観光面での活用など、重要な路線と認識しており、平成25年、平成26年にはのり面の防災点検や舗装の点検を行いました。優先度の高い路線から現在進めております。

臼坂線におきましては平成24年に落石防護柵を65メートル設置し、本年度は、落石対策の詳細設計を計画しております。

今後も、国・県道の代替路線となるなど、とくに重要な路線については、重点的にパトロールを行い、維持管理や整備を行なってまいりたいと考えています。

〔基盤整備部長 青木孝則 着席〕

○6 番（中村健吉）

4つ、よくわかりました。親切に答えていただき、ありがとうございました。ひとつひとつについて、ちょっと補足質問をさせていただきます。

まず1番目の避難箇所・危険箇所の再検討についてということでございますが、2011年3月11日、午後3時37分、宮城県石巻市大川地区を襲った大津波で市民418名、大川小学校生徒74名がその津波に飲み込まれました。行ってみたのですが、これがその大川小学校の現在の様子。そして、小さな学校なんです、その小さな校庭のすぐ後ろに山があるんです。その山の下から5メートルほどのところにここまで水がきたと。たぶん、危機管理監、ご存じだとは思いますが。避難をすれば全校生徒が5分もかからないで、この山に逃げて。もう校庭のすぐ後ろが山なんです。全員が命助かった。職員も命を落とさなかった。ところがこの学校の地区の避難場所は、ここから遠く離れた場所でした。なぜそうなったのか。この地区は安全だと思われていたこともあるでしょう。いろいろな事情があるでしょう。しかし、思いもかけない、そういった自然災害。こういったことが起こり得るんだということは、しっかり頭に入れておかなければいけない問題ではなかったかと現地へ行ってつくづく思いました。先ほど話がありましたけれども、「うちは水は大丈夫や」、「うちは崖崩れはない」過去の災害で川底をすくったり、堤防をつくったりして安全になっていると、そうっていますが、現に数河で崩れたあの国道は、ことしの3月にのり面を直した場所が崩れている。安全はないんです。ですから科学的な根拠、そういうものがちゃんとあると今言われましたけれども、その場所がどういうふうにしてつくられ、どういう土壌で、そして流れている川は大水になった場合には、どういう可能性があるか、あわせて私が尋ねた戸市川。かつては、子どものときにイワナを釣って歩いた川です。当時川端にあったちいさな杉の木は、いまやもう大木になって川まで迫っています。環境は変わってきています。そういったことをしっかり考慮されて、そして避難箇所・危険箇所・ハザードマップ、そういったものをつくっていただきたいと思うのですが、一番心配しております、谷にある杉。この大木、これらの対応について、どのように現在お考えでしょうか。教えてください。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□農林部長（青垣俊司）

現在うちの林業振興の関係で、行っております事業の中で里山林整備事業というものがございまして。そちらのほうで不要木、あるいはそういった障害となるような木につきまして、計画的に切っている事業がございまして。そちらのほうで、今後対応ができる範囲につきましては、対応していきたいというようなことで思っております。

○6 番（中村健吉）

ぜひよろしく申し上げます。本当に飛驒地区は市長もいつか言われましたけれども、「広葉樹林が非常に多い」と。「針葉樹林よりも保水力がある」というふうに言われまし

た。けれども、先の北海道地震のときに火山灰地の中であつた木は広葉樹、針葉樹関係なしにきれいに土砂崩れになっている。そして、回って歩いたときにある振興事務所の所長さんがこの谷を、この山をつくっている土の構成、土の成分、それが地区地区によって異なっている。水に対して非常にもろいところもあるんだということを言われました。そういった地区にとっては、今後も大きな不安として残ることではないかと思います。

それでは、2番目の林道、旧道についてですが、よろしくお願いします。これも話で聞いたのですが、たまたま河合地区でその夜に病気になられたということから手をつくしていろんな方が協力されて湯峰峠を越えて病院へ行かれたと。ところが河合地区角川から稲越を越えるところの稲越川が氾濫しやすく、水をかぶってしまう。そうすると湯峰峠を使って古川へ出ることが非常に困難なこともあるというような話も伺っております。実際にいま使われている道についても、川底を掘る、いろんなところを対策をとっていただきたいと思います。

3つ目についてですが、本当に聞いて安心しました。ありがとうございます。学校教育現場も同じだと思いますけれども、最近役場職員もそうですけれども、かつてよりも非常に複雑多岐にわたる仕事の量が増えているのではないかと思います。生徒数、その住民、数は減っても、やることは仕事の内容は同じです。そしたらそのことについて、採用人員も非常にだんだんだんだん少なくなっていると思いますけれども、その対応できる能力を持つ職員、それは急務に育っていただかなければいけない問題ではないかと思います。そういった意味で、急務とは言いませんけれども、しっかりこの地区、その中で、全職員が協力をしながら一部のところに過剰負担がいくのではなく、全員がそのことについて対応できるような、そんな対策、対応をお願いしたいと思います。

4つ目、じつはこれを一番言いたかったのですが、先の東北地震のときに「津波はくるよ」ということで避難したかどうかを確認に回られた方は、役場の職員、消防団員、警察官。本当に市民生活の安全を願い、まじめで責任感の強い方々が避難されたかどうかということを確認めに、確認に行かれる。そのことで波にのまれて亡くなったということは、私たちよく知っております。飛騨市では、先の避難勧告、避難指示がでたときに誰がその家の人たちが避難したかどうかを確認したのでしょうか。私が知る限りでは役場職員であり、区の役員であり、消防団員であり、また警察の方でもありました。皆さん方、それぞれの役割の責任とそして住民を大切にしたいという思いからあの雨の中、身の危険を顧みず回ってみえました。本当に頭が下がりました。そういった方たちの行動に対して、住民として、市民としてどう対応するのか。やっぱり市民も責任があるのではないかと思います。提案をひとつ持ってきました。市民にこのようなものを配布したらどうでしょうか。蛍光で目に見えるところに「私たち、なにになにはどこそこへ避難しています。何月何日何時」よく見える場所に避難された場合にはこれを掲示してください。そうすれば点検に回られる方々も確認ができる。あわせてこれを配布することによって、自分たちの命は自分で守りなさい。そしてあなた方の命を守るためにみんなが真剣になって命を守るために

動いているんですよという自覚、あわせて責任、それを持っていただくことができるのではないかと思います。全国にはもしかしたらこれと同じようなものがあるかもしれません。飛騨市にはこれを置くことで、市民の意識、危機意識というのを高めるというようなことができるのではないのでしょうか。もともとは根のまじめな本当にすばらしい市民です。思いつきではなく、いろんなところを見てきて、そして自分で体験してこんなことを感じました。一考していただければありがたいです。いろいろと申しましたが以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

以上で質問を終わります。

〔6番 中村健吉 着席〕

◎議長（高原邦子）

以上で6番、中村議員の一般質問を終わります。

次に午後に予定しております10番、洞口議員の一般質問を行います。洞口議員。

〔10番 洞口和彦 登壇〕

○10番（洞口和彦）

議長のお許しをいただきましたので、質問させていただきます。先月の21号台風、本土に上陸してからですね、すごい勢いで進んでまいりました。まさに今回の質問、私昼からかと思っていたのですが、またすごいスピードで午前中ということで若干躊躇はしています。とくに今回ですね、質問を聞いておりますとまさに豪雨の災害についてという臨時議会のような対応でございます。トップバッター、2番バッター、私もそうでございますし、またこのあとにもですね、この災害について非常に印象の強いものがあったのだろうとというかたちで各質問をされております。私もですね、かなりかぶる点もあるんですけれども通告だけしておりますので、再質問のかたちですね、その点は省略しながら質問させていただきますので、一応ですね、通告により質問させていただきたいと思います。

まず最初にですね、平成30年7月豪雨災害についてを問わせていただきます。7月4日より断続的に降り続いた平成30年7月豪雨は西日本を中心に13府県におよび、平成では最悪の被害をもたらした豪雨となりました。県内、また飛騨市でも大きな被害が出ました。岐阜県も検証委員会を立ち上げ、反省として、中小河川の氾濫が想定できなかったこと、避難情報が避難につながらなかったこと、ローカルメディアへの情報発信不足やボランティアの受け入れ態勢の課題を明らかにしながら、対策案をまとめられました。今回の豪雨では23の市町村で40万人以上の住民に避難情報が発令されましたが、避難所に避難された住民は約2.4パーセントの9,600人だったこと。これを受けて県はモデル地区をもうけながら一人一人が災害リスクを認識し、自主的な避難行動がとれるよう、避難場所や避難経路などを記載した住民避難カードを作成するよう自治体に求めるとしました。また避難判断の目安になる、基準水位がない県の管理する河川で水害の危険性の高い地区を示した水害危険情報図を作成し、市町村に提供するとしています。

私は6月、この前の議会でございますが、一般質問の中で土砂災害や河川の氾濫の心配

な時期となり、万全の対策をするようにとの質問いたしました。その折には、新しく危機管理課を設置し、いろいろな分野で防災対策の強化を進めてきたとの返答で、さらなる拡充を図り、市民の安全、安心に暮らせる整備に万全を期すように結んだと思っております。今回飛騨市にも大きな災害をもたらした7月豪雨。災害時の対応と復旧対応及び今後の対策について伺いいたします。

まず1番目に避難勧告と避難の状況、避難所の確保は。今回の豪雨では、河川の増水や土砂災害警戒情報による避難勧告では避難率13.2パーセント、避難指示での避難者率は、24.4パーセントとなっています。今回の災害において、避難勧告をだされた発信のタイミングと手段、弱者や高齢者及び夜間対策はどのように指示されたのかについて伺いいたします。

各地の被害では防災行動計画いわゆるタイムラインですが、策定済みの自治体の河川沿いでの犠牲も出ています。実際にいかに避難に結び付けるかが課題となってきています。

飛騨市での避難指示でも4人に1人の避難者と避難率も低く、水害の危険が迫ったとき避難準備から対象地域や呼びかけは十分だったのでしょうか。住民の避難の意識の徹底はどうだったのでしょうか。また地域による差異はあったのか等行動計画、いわゆるタイムラインは万全だったのかについて伺いいたします。

また、ハザードマップに記載の避難所の確保と周知は徹底されていたのかについて伺いいたします。

今後、避難が長期にわたる場合も考えた避難所の環境について対策も必要と考えますがどのように計画しているのか、伺いいたします。

2番目に防災備蓄品の使用と今後の必要量について伺いいたします。

防災整備備品は防災基金を積み立てて防災対策の強化を図ってきましたが、今回の災害における十分な量と質が確保されていたのでしょうか。保管場所等の配置に支障はなかったのかについて伺いいたします。とくに必ず必要な食糧、毛布、トイレ等に不備を感じることがなかったのでしょうか。伺いいたします。

3番目に被害状況の復旧作業と予算措置について、伺いいたします。

不通となっていた高山線も市長の要望のおかげかもしれませんが、11月下旬には全面復旧運行との通知がありました。本当に喜んでいる次第でございます。

今回公共土木施設の復旧に12億5,000万円をはじめ、全体で20億円を超える被害となりました。今後も林業関係の被害もまだまだでてくるものと思っています。

被害の復旧対策をどのように対応するのかについて伺いいたします。

予算面では、激甚災害指定で国庫補助率が引き上げられますが、市で対応する市債や一般財源はどのくらいを必要とするのかについて伺いいたします。

4番目に今回の問題点と今後の対策についてを伺いいたします。

市役所の各部局、消防署、消防団、避難所運営に従事した職員から教訓事項の収集や自

治会長、各区長へのアンケートを実施され市の対応について検証されたと聞いています。

今後の防災体制について検討を実施されたその内容について、今後の防災危機の備えに生かしてほしいと思っています。

検証時における反省や要望や課題、主なものについてどうだったのか、お伺いいたします。

また今後の対応におけるハザードマップの見直しを行うのか、土砂災害や河川の氾濫には土砂積みが有効で各地に災害の折にすぐに使用できる土のうの要望が多くでています。

また先日の防災の日には、神岡消防団員、消防署員が22名、それから神岡方面隊の96団員が土のう作成と積工法を迅速に行うことを目標に指導を受けられました。

作成した土のうは各消防庫に保管したとの報道もありました。今後の災害を広げないためにもこの土砂対策というのは非常に重要な項目かと思っています。

今後土砂保管についてどのように進めるのかについてお伺いいたします。

◆休憩

◎議長（高原邦子）

ここで休憩といたします。再開を午後1時といたします。

（ 休憩 午前11時48分 再開 午後1時00分 ）

◆再開

◎議長（高原邦子）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

10番、洞口議員の午前中の質問について答弁を求めます。

〔危機管理監 坂田治民 登壇〕

□危機管理監（坂田治民）

私からは、1項目、2項目、4項目についてお答えいたします。まず避難勧告と避難の状況等ではありますが、7月豪雨災害時の避難勧告等の発令については、河川の水位上昇に伴う発令と、土砂災害警戒情報の発表に伴う発令の2種類がありました。

まず水位の上昇に伴う発令については、市の作成したタイムラインに基づき発令を行いました。市のタイムラインは、市内を流れる川が短く流れが急である特性を踏まえ、避難に要する時間を確保するため、県の示した基準より低めの基準で発令するようにしており、氾濫注意水位で「避難勧告」を、避難判断水位で「避難指示」を発令することとしております。

次に土砂災害警戒情報の発表に伴う発令については、まず岐阜气象台と岐阜県が合同で、降雨の状況、土中の水の含み具合、過去の被害の状況等を検討して、土砂災害警戒情報を発表します。この際、担当レベルの連絡のほか、古川土木事務所長や气象台長から市

長にホットラインで連絡が来るようになっております。土砂災害警戒情報は、5キロ四方の範囲で示されるため、市でその該当する区を割り出し、避難勧告を発令します。

この際、災害弱者や高齢者等に対しては、発令前に区長に電話を行い、避難の体制に移行してもらっております。細部については区の中での取り決めや、今年度、各区長、民生委員の協力を得て作成しています要配慮者個別支援計画に基づき、避難をした模様です。

また、今回、夜間や降雨の中の避難勧告等の発令になりましたので、夜間、降雨下の避難間の事故を防止するため、2階への垂直避難をあわせて呼びかけておりました。

この間の対象地域への呼びかけは、事前の区長への連絡、同報無線による放送、SNS等の発信や消防団や警察による呼びかけを行い漏れのないようにしました。この際、連絡を受けた区長は、区の計画に基づき役員の呼集や各戸への電話や呼びかけを行ったと聞いております。

住民の避難行動に関しては、過去に災害被害を受けた地区においては、迅速に避難ができたと聞いております。市全般を見ると温度差があるのは事実です。

ハザードマップの記載の避難所の確保と周知については、区において避難誘導にあたる区長や役員の方には周知されていると感じておりますが、一般の住民の方にはやはり温度差があると感じております。

避難が長期にわたる場合ですが、市としては発災後3日間を市独力で避難生活を送れるように準備を進めております。これ以上避難生活が続く場合は、国や県、他市町村の支援を受ける方針です。

2つ目の防災備蓄品の使用と今後の必要量についてですが、7月豪雨直前の防災備蓄品の状況は、昨年度の12月補正で計上させていただいた防災備蓄品を、宮川町・河合町の全区及び神岡町の山間部の区に対して、住民の30パーセントを対象として、一人当たりアルファ化米6食、毛布2枚を基準に配布を完了。古川町については、山間部の各区に毛布のみを配分し、その他、トイレ、生理用品、粉ミルク及びその他の備蓄品については、市管理施設27カ所に配置した状態でした。

このような状況で、7月豪雨を迎え避難勧告等を発令し、避難場所等に避難していただきましたが、事前の防災備蓄品を配分していた地域においてはそれらを使用し、備蓄品を配分していない地域や不足をきたした避難場所等には、市が管理している備蓄場所から運搬しましたので、とくに混乱は生じなかったと認識しております。ただし、水については、2リットルのペットボトルを少数しか備蓄していなかったため、500ミリリットルのペットボトルを緊急調達し配分しました。トイレ等も機能しておりとくに問題は生じておりません。

しかし、7月豪雨終了後の検討の中で、アルファ化米のほかにもおかゆのレトルト等の要望やペットボトルは500ミリリットルが良い等の要望がありましたので、今後、市で直接管理する備蓄品を調達しますので、この中に反映させていこうと考えております。

4項目の今回の問題点と今後の対策についてですが、検証時における反省点として、市

の体制については、避難所開設・運営に関するマニュアルや対策本部運営等に関するマニュアルが未整備であったため、とくに初動において職員の配置や運用に一部混乱を生じました。

避難勧告等の発令においては、古川町内において、市側の都合で本来、避難所として使用する古川町公民館をハートピアに変更したことや、土砂災害警戒情報に伴う避難勧告発令に際し、一部の地区において、ハザードマップに記載されていない場所を指定したことで市民に混乱を生じさせました。

災害予防の観点では、今回、消防団に河川の見回りや市民の誘導に活躍していただきましたが、救命胴衣や反射材付ベスト等の準備がなく、安全確保に課題を残しました。

これらの反省を踏まえ、今後、各種マニュアルの整備や職員の配置計画及びこれらに伴う訓練実施、消防団に対する安全確保の処置、市民が避難に疑義を生じないような避難計画、備蓄品の充実等の体制整備について、検討・訓練を実施してまいりたいと思います。

ハザードマップについては、土砂災害については、昨年度見直しを実施したため、当面見直しの予定はありません。

洪水については、古川町を対象として今年度見直しをする予定でしたが、本日現在、県からの想定浸水深の資料が公開されていないため、見直しができない状況ですので、公表され次第、見直しに着手する予定です。神岡町はその後になります。

また、今後、県が設置する危機管理型水位計については、避難勧告等の発令のための水位の設定や避難対象地域の策定などを実施してまいります。

次に土のうの作成のための準備ですが、土のう本体については、各消防署等に備蓄していますが、土のう作成に使用する砂については、今回は必要の都度、調達を行いました。今後、消防団とも調整し、事前の集積しておく場所や、土のう作成に使用できる砂場の有無を確認中です。これらの場所に事前に集積したり、使用後、砂を補填する等の準備を進めております。

なお、消防団には土のうのつくり方や積み方などについて普段から習熟しておいていただくような訓練等をしていただくようお願いしているところであり、先日も幹部講習や防災訓練の際に、土のうに関する訓練が行われたところであります。

〔危機管理監 坂田治民 着席〕

◎議長（高原邦子）

続いて答弁を求めます。

〔総務部長 東佐藤司 登壇〕

□総務部長（東佐藤司）

それでは、３点目の被害状況の復旧作業と予算措置についてお答えさせていただきます。

まず、林業関係の被害に関しましては、現在、森林組合等と連絡をとりながら、市内における倒木の発生状況を調査中ですが、山林内までを含めた市全域を把握することは、物

理的に困難であると考えております。なお、倒木被害の復旧に関しましては、国・県を含め、公費による緊急的な復旧対策に係る制度はなく、基本的に森林所有者自らが加入する森林国営保険による対応となりますことをご理解いただきたいと思います。

次に予算面に関しましては、今議会に追加上程させていただく補正予算案には、すでに予備費充用や専決補正により対応した災害救助費や、応急的な小規模工事費等を除く本格的な災害復旧経費について、公共土木施設関連に11億800万円、農林水産業施設関連に6億2,900万円、その他の公共用施設の災害復旧費に8,300万円を見積もり、総額18億1,900万円余りを計上したいと考えております。

その財源措置につきましては、まず、国・県からの災害復旧費補助金として、公共土木施設に7億400万円、農林業用施設に3億2,000万円を見込み、その補助裏負担に現年発生補助災害復旧事業債を充てることとして、5億7,700万円を計画いたしております。なお、本債に係る元利償還金につきましては、その95パーセントが後年度の普通交付税算定における基準財政需要額に算入されますことから、市の実質的な負担は償還利息分も含めて2,900万円程度にとどまるものと見込んでおります。

さらに、今回の被災にあたり市内外の皆様から寄せられた指定寄附金400万円を充て、なお不足する2億1,400万円については、交付額の確定した普通交付税の現計予算超過分を充てることとしておりますが、今回の豪雨災害につきましては、7月27日付で激甚災害の指定がなされたことから、災害復旧事業等に関する特別の財政援助が講じられる見込みであり、その場合、市債の発行額や一般財源負担額にも変動が生ずることとなります。

また、通常、農林業用施設の災害復旧に当たっては、受益者分担金を徴収することとなっておりますが、激甚災害への指定に伴い、飛騨市農林業用施設災害復旧工事分担金徴収条例の規定に基づき、全額を免除することとして、歳入予算への計上は行っておりません。

〔総務部長 東佐藤司 着席〕

○10番（洞口和彦）

やはり災害についても3人目の質問ですから淡々と説明いただきました。完結でよくわかりました。再質問をさせていただきます。最初にですね、前回の6月のときには、タイムラインで動いたと。タイムラインを作成してですね、各状況に対応する各部の行動を定めたと。それから教訓をふまえながらそのタイムラインをですね、随時更新していつてるんだと。昨年もふたつ災害があつて、それを加味してきたということでございましたが、今回ですね、検証の中でじつは本部に勤務する役割分担、これは不明確で連携がとれないということで、これについてはいろいろ対応するということでございましたが、またもうひとつですね、大事なことで、避難所の状況や道路の損傷等の状況がですね、リアルタイムに把握できないということで反省されていますよね。それとそういう状態の中で、実際実情がはつきり把握できない中でですね、決められたタイムラインによって発すると

いうことについては、若干これは発する現場をはっきり把握していなければ、タイムラインをいくらつくっていても、それが適応なのかどうかということは判断できないと思うんですよ。そういった意味でですね、今回、いろいろと小さな川でできたといえ、不特定な災害ということもございますけれども、そのへんについてですね、私はしっかりできていたのかどうかということで、まずもって支障はなかったのか。その点についてはどうお考えでしょうか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□危機管理監（坂田治民）

まずタイムラインについてですが、タイムラインは台風を例にとると台風が接近するにしたがって、われわれは各部何をするかというのを行動・時間を時系列等についてまず示していきます。その中で水位等に関するもの、土砂災害に関する情報があった場合については、それに基づき発令をします。最終的な段階とはどういう段階かという一番危ない状況では警察・消防、市の職員も安全なところにおいて避難をするというのがもともとタイムラインの考えであります。議員ご指摘の避難状況の云々と道路状況の被害という状況なんです、基本的にはこれらについてはタイムラインというそのものよりも、実際災害が発生しかけた状況というものがありますね、タイムラインとは別の考え方になります。リアルタイムでとれなかったというのは、これはひとつは道路の情報を一番握っている基盤整備部と実際指揮をとっている総務部等のあいだのところの距離的空間とあと道路の細かいところ、国道はわかるんですけども市道や県道のこまかな地名のところの情報のいききというのが、若干齟齬が生じました。若干基盤が押さえている情報とうちの押さえている情報に若干タイムラグというのが生じました。これ等については、お互いにわかる連絡をどうとるかについて検討するとともにうちのほうに基盤経験者の道路のわかる人を今後配置して、そのタイムラグをなくすと。専用の要員をつけて連絡にあたるというふうに体制をかえました。避難所のほうについても、今回とくに初日のほうについては、もともと誰を配置するのかというのを計画していませんでした。市民福祉部長をはじめ、機転をきかせていただいて配置していただいて、その後はその避難所については、誰が責任者で、連絡要員は誰がということで逐次その情報について入るようになった次第です。これについては、今後の対策等に生かしていきたいということで、マニュアルの改訂やその専用の人をつける。またお互いの連絡のやり方等についても反映していくところであります。

○10番（洞口和彦）

私の言っているのは、タイムラインはしっかりやっぱり計画すべきなんですよ。しかし、どちらかというと時間的なものなんですけれども、状況によってたとえば先ほど中村議員から質問あったんですけども、学校の避難の関係で、状況がかなり悪いのにそこであえてタイムラインがきているから、状況が悪いからだすのか。そういう環境の状況をみ

ながらこのタイムラインを利用してほしいということを言っています。そういった意味でのタイムラインの見直しは必要ではないかということを聞いているのですが、その点だけについてはどうでしょうか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□危機管理監（坂田治民）

よく誤解があるのですけれども、タイムラインで発令したときに状況の悪いときかどうかという話があります。よく市民と話していて誤解をうけるのが避難勧告を受けたと。じゃあいつ逃げるのか。状況が悪くなってから逃げるというような回答がほとんどです。ところがタイムラインというのは、先ほど説明にもありましたけれども、状況が悪くなるまえに逃げるというのが設定してあります。したがってまず警報等の発令については、洪水等をいれると約3時間、危なくなる状況から3時間手前で警報等が発令します。雨等の状況についても最低数時間、悪くなる前から数時間前に発令ということで発令された時点では、まだ逃げれる状態。ところがそれから数時間経つと本当に危なくなってくる状態というふうになっています。市はそれに輪をかけて、それより前に発令するというような時間設定をしておりますので、ご指摘のようなことについては、一応タイムラインに反映しているという状況であります。

○10番（洞口和彦）

詳しく説明ありがとうございます。ちょっと私未熟かもしれませんが。今回ですね、避難準備というのが「避難準備高齢者等避難開始」というふうにかわりましたよね。それから避難勧告は避難勧告どおり。それから避難指示については「避難指示（緊急）」というのが括弧書きではいっています。改められましたが、これはさきほど放送する場合にですね、かえたことによって身近に感じていただきたいと。危機が迫っているということを手近に感じていただきたいということでかわっているわけですが、これについてですね、避難者の反応、変わったことについての反応というのはございましたか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□危機管理監（坂田治民）

平成28年度までは準備は避難準備、避難勧告、避難指示という3つでした。ところが平成28年度末以降、それに高齢者等避難開始、高齢者等避難指示（緊急）というのが加わりました。ここのところについては、十分市民に知れわたっているかという、そこはなかなかいいというというのが現実なところであります。避難勧告と避難指示（緊急）を取り違えて解釈したりという方も区長のアンケートではあります。これについては、私がさきほど言ったように見守りネットワークとか市民の講話のときにはそれぞれひとつずつ説明します。こういうふうに違ったよ、こんなときはやってくださいとひとつずつやっていますし、一般的市民にまだ言っていないという状況もありますので、これは今後広報ひ

だとかその他いろんな広報手段を通じて、広めていきたいと思います。

○10番（洞口和彦）

やはりいま言われたようにですね、やっぱり住民が逃げられないのは、大丈夫だという危機感がなかなか身近に感じていない。とくに災害のいままであってないところについては大丈夫だということが多い。こういう方がやっぱりいま全国的にも調べた場合に77パーセントぐらいみえるということですよ。だからこそ、やっぱり常日頃の訓練が大切だといろいろ言われています。

それではですね、ちょっと質問をかえますが、私は前回の質問の中でも河川への危機管理型水位計の配備についてお聞きしましたが、宮川については、それを目安にしてですね、簡単にいま避難ができるということで、準備万端だというふうに言われたと思っているのですが、今回ですね、この対策の中で、もちろん県も意識して小さい川についても水位計がなかったから勧告できる時期がしっかりしないということで、山田川とそれから小鳥川ですか、戸市川、それから殿川に設置の予定というふうに記載してございますが、これはたしかな情報でしょうか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□危機管理監（坂田治民）

現在県から回答を得ておりますのは、去年3月に要望しました小鳥川、山田川、殿川、戸市川については、一応設置をするということで回答をいただいています。一部については、年内にも設置される予定であります。そのほか今般7月に吉田川・稲越川・黒内川・畦畑川の4つ、4河川について新たに要望をしているところであります。

○10番（洞口和彦）

吉田川・稲越川・黒内川・畦畑川にも要求されているということですので、おおまかな市内の主要河川の危機管理については、それだけ入ればですね、また安心が増すのではないかと思います。

それではですね、私はやっぱり避難所運営のためのいろんなことやられて反省もございます。とくに私、神岡の場合はですね、毛布が先ほどは十分だったと言われましたけれども、やっぱりどうしても基準として1人1枚という毛布のあて方ですけれども、やはり下にも敷かなければいけない。着るのもいるというかたちで毛布が若干、予想以上に要ったということを聞いているんですが、一応この避難所のためですね、たとえばいま世界的にはいろんな基準というのがございます。1人当たりどれだけの平米とかですね、それから仕切りボード、ベット用にある程度高いところで生活できるようなということがございますけれども、しっかりしたですね、避難所運営のためのガイドラインというのはですね、飛騨市としてはどう考えておいででしょうか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□危機管理監（坂田治民）

当面市が準備するのは、避難所というよりも避難場所に当たる当面3日間、これをどう過ごすかというのを考えております。よくテレビで誤解されるのが、今まさしく北海道で地震が起きております。テレビが一番最初に何を映すかという、被災の状況、上空から映したり、地上から映したりと被災の状況をまず映します。その段階、次何かというところ、被災された方の行方不明者の救出の状況。まさしく今、でているのがその状況です。次の段階でテレビに映すのは、避難所の状況等、要はこんなことが困っている、行政の手が行き届いていないということについてテレビ放映がされるのですが、その段階はあくまでも避難所になった段階のところ、したがってそこには、段ボールベッドがあったり、間仕切りがあったり、いろんな設備が整ったというのが現実のところであり、ところが実際われわれが準備しなくてはいけないのが、避難場所、要は、区が準備して開設する運営が主体となります。したがってそこには必要最小限のものになります。ただ段ボールベッドとか間仕切りについては残念ながら経費との兼ね合いで準備する予定はありませんが、その代わりビニールベッドとかビニールのマット等については準備して少なくとも冷たい床の上に寝るようなことがないような処置については準備している予定であります。それを超えるような状況、さきほどの避難所を本格的に運用するような段階になるとこれは市の部分ではまかなえないところがございますので、それは国や県の要望を受けて本格的な今まさしくテレビに映っているような避難所等を設営するように考えております。

○10番（洞口和彦）

予算の関係では、国・県で約10億円、20億円の損害に対して10億円ほど何とか措置していただけると。それから債権的については、5億7,000万円ほどですけれども、そのうちで実際市の払うというか、いろいろこうやって、さきほど言われた、たしか2,900万円ほど。あとの2億円ちょっとというかたちでかなりこのさきほど森さんの質問にあったように市の県への要望がスムーズにいったのかどうか分かりませんが、かなり少ないお金になっていますよね。ただ観光施設への今回損害については、その県なり国の補助がないというかたちでたいへん苦慮されていると思うんですが、じつは私の地元の流葉スキー場がですね、未曾有の災害にございまして、たいへんな被害がありました。4カ所の路肩が崩落したりですね、コースが本当に洗掘してしまって、一番山頂へつながる給排水のこととか。もうひとつはやっぱり一番必要な電気ケーブルが崩壊してしまったということでございました。前回の1つ目ではですね、たしか12月には、12月過ぎてですね、年末にはスキーができるようにというかたちで12月中旬ぐらいまでに何とかを工事したい。最善の努力はされたと思っているのですが、今シーズンですね、この国設運用が間に合うのかどうかについてお聞きしたいと思います。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□商工観光部長（泉原利匡）

流葉スキー場の被害につきましては、議員ご指摘のとおりかなりの被害を受けまして、それこそ3メートル近くも洗掘されたような場所があるなど非常に大きな被害を受けたところでございます。当初は、給配水管と電光管含めて掘削しながらスキー場をならしながら復旧したいというふうに思っていたわけでございますけれども、資材の調達等にかんがりの時間がかかるというということが判明しまして、今シーズンにつきましては、スキー場の部分だけを土木工事であらして、スキー場としては、使えるようにしたいということで、給配水管につきましては、もう少し時間がかかるということになりましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。このことにつきましては、スキー場のほうにも連絡はさせていただいております。

○10番（洞口和彦）

努力は努力としてかいますけれども、結果はやっぱり結果やもんでね。最近、雪が正月にないとですね、スキー場の運営というのは非常に苦しいんですよ。昨年も国設だけ運営されています。今回もいまスキー場も国設があつてはじめてですね、雄大なスケールとそれから下では雪がなくても滑れるんやと、そこで売っていますので、今北海道でもそうですが、1シーズンですね、ある程度その利用できないということになりますと、風評被害というのが多いんですよ。だから、あそこは行つても上の国設の食堂は開いていないし、トイレも使用できないし。それからもうひとつは大きな大会をやっていますけれども、大会には計量と言ひまして、むかしはストップウォッチを押して測っていたのですけれども、今は全部機械なんですよ。電気が下からつながらないとその正しい判定ができませんので、その大会自体も延期するということになってしまいますが、そのへんの配慮でですね、今できないというふうに言われましたけれども、今後できるかもしれないという最後まで諦めない努力はしていただけないでしょうか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□商工観光部長（泉原利匡）

ご指摘のとおり、山頂レストラン等の水とか排水がちょっと難しいということで、リフト自体は国設のほうも動く予定ですし、スキー場自体のリフトは全部動くと思ひておりますけれども、あとの大会等の電工管等につきましては、指定管理者とスキー場と協議させていただきまして、何かいい方法があれば対応したいというふうにかえます。

○10番（洞口和彦）

よろしくお願ひしたいと思ひます。あとですね、いろいろ質問はあつたんですけれども、ひとつは私、土のうについてお願ひしたんですが、早速ですね、さきほど私も述べたんですが、防災の日に訓練をされていて、その土のうを倉庫に積んでいるという。私も倉庫を見てきましたけれども、これはいい方法だなというふうにかえます。また岐阜でもですね、中学生がこの防災学習の中で、防災教育の一環でですね、土のうにですね、実際土をいれ、

そのときにびっくりしたんですけれども、あんなものは土を入れて入り口を縛れば、すねればいだろうというふうに思っていたのですが、じつはその縛り方にもですね、ののじがけとかですね、岐阜独自のしおり結びとかというのがあって、完全に逆流しないようにしっかり止めれるというような縛り方とかですね、それからひとつの袋には25～30キログラムの重さやとかどういう方向でですね、ということ。結び目を下流にしてすえつけるんやとか。それからだいたい三段ぐらいを積んで、ここからは専門用語になりますと、積む場合にですね、たこという道具、どういう道具かわかりませんが、それでよく叩いて固めるんやと。こうしますと土のうの完全なですね、効果があらわれるんだというふうに書いてございました。ぜひですね、いろんな場合で防災訓練云々のときもですね、消防団員にはもちろん教えていただいたということでそれで伝道しますかもしれませんけれども、私が今言ったようなこと、土のうだけでもこれだけのことがあるわけですからこういうですね、防災教育をしっかりとしてほしいと思いますし、土砂についてはもし各地区で希望があれば場所を指定すれば運んでいただけるという理解のしかたでよろしいでしょうか。お伺いします。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□危機管理監（坂田治民）

砂等につきましては、事前に申し入れしていただければ事前に集積することが可能です。実際河合町と古川町にそれぞれ1カ所ずつ、もう事前に集積したのがありますので、それぞれ区長さん等のご要望等があれば対応できますので、以上です。

○10番（洞口和彦）

私もね、今停電になっていますよね、停電対策とか、たとえばやっぱり重なった場合、とくにまた冬がすぐきます。冬は、昨年も停電がある程度ありましたけれども、そういった意味でですね、重なった場合に大丈夫かということを思っています。このへんの対応もお願いしたいと思いますし、1点、山林ですが、やはりですね、山林はやっぱり木がかなり大きくなっていて、災害で一番大きかったのは昨年の7月の九州北部災害でした。これは最大級の流木の被害というように言われていますが、森林がですね、ある程度大きくなってしまっ、やはり邪魔する程度といいますか、それがですね、すごくなっていると。前回の災害でもじつは山田川の上流で大きな木がですね、倒れてしまいました。実際に木が大きかったもので、対岸へ倒れてですね、下の水には影響なかったものですから、せき止めることはありませんでしたけれども、もしあれが川に倒れていっていたらあんな大きな杉の木がですね、2本、3本も倒れていたらたいへんな被害になった。防災ダムができた、仮の防災ダムができたというような喜びではなくてですね、より災害の心配がございました。私もじつは地区の要望でもいろいろ言いましたが、森林対策とか山のがけ崩れ等はお願ひするんですけれども、もう少しみてからすると、いますぐ対応する場所ではないとかですね、危険木についてもさきほど部長さんはですね、危険木は対応していますよ

と言われていますけれど、そういった要望についてはですね、ほとんど手つかずというのが現状だと思うんです。いっぺんですね、とくに昔は欲が深かったのか、木を川のふちまで植えていますし、川が荒れてですね、かなり川自体広がっていますので、倒れてとめるという危険性はあれには多いと思うんです。とくにそういった場合に何とかそういう要望もういっぺん見直していままでできなかったという要望に答えたり、それからいっぺんはどこの山でもいいですけど危険箇所が多かった、水がよく流れたというような谷をですね、いっぺん検討委員会で検討いただくようなそういう機会をぜひもっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

やっぱり今回の風もそうなんです、木がこの大停電はほとんど木なんですね。いま豪雪があった4年前ですね、豪雪があった後、電線周辺の木々の伐採の対策というのをやってもらったんですが、3年間の時限で切れておりまして、いまことしの大停電を踏まえてその対策をですね、さらにもう一回復活させてもらう要望をしようという話をちょうどきのう来、やっていたところなんです、やはり同様に河川の周囲の木も同じような危険があると思うんです。いままで間伐を進めるという対策の中でそこは進められてきたと思っているのですが、ただその山の中の間伐と本当に議員おっしゃるような河川のすぐ近くの木がかなり実際ありますので、ちょっとそういった問題提起もしながらですね、県とよく話あっていきたいなというふうに思っております。

○10番（洞口和彦）

では、次の質問にうつります。飛騨市第2次環境基本計画について。じつは皆さんの配付の通告書にですね、整備というふうに書いてあるのですが、これを基本に直していただきまして、飛騨市第2次環境基本計画についてというかたちで質問をさせていただきます。

世界に異常気象をもたらす温暖化、各地で大きな災害に見舞われています。温暖化対策は緊急の課題です。原因となる二酸化炭素の排出削減に「炭素課金」まで検討されているのが現状です。

自然に恵まれた飛騨市、飛騨市環境基本条例第7条の規定に基づき、人口減少社会、地球温暖化等の影響、野生鳥獣の被害増など昨今の諸課題に対応し、豊かな自然に調和した快適なまちづくりを実現する基本方針として、平成30年度から平成34年度までの5年間を飛騨市第2次環境基本計画が策定されました。

飛騨市基本環境条例の基本理念を具体化するために環境の視点より5つの基本目標を設定され具体的な施策について宣言されています。作成までの過程と取り組みを伺います。

1番、飛騨市環境審議会の構成について。策定にあたり市長が飛騨市環境審議会に諮問

し答申をうけ飛騨市環境基本計画推進委員会に指示し、その報告をうけて作成したというふうになっています。作成までの過程はこれでいいのか、伺います。

飛騨市環境基本計画推進委員会の委員構成と会議のあり方について、どのように行ったのか、どのような回数を行ったのかをお伺いしたいと思います。

2つ目に諮問にあたり、市長の意見や環境審議会への助言はどのように行ったのか。環境基本計画の作成にむけて、市長の考えと諮問の際、それをどのように、環境審議会に伝えたのかについてお伺いいたします。

3つ目に目標値の設定について、お伺いします。循環社会の実現では一般廃棄物対策、不法投棄防止対策、ごみの抑制対策。2番目に生活環境を守るでは公害防止対策、空き家対策、空地対策。3番目の豊かな自然を守るでは農地・森林の保全、自然保護と生態多様性、自然とのふれあい、貴重な自然を守る。4番目には、地球温暖化を防止するでは地球温暖化防止の取り組み。5番目に環境学習の実践では、環境教育の実施など目標施策が列記されています。また具体的に目標値を定めていますが、4番の地球温暖化についての項目のみ、目標値の記載がないのはどうしてなのか、お伺いいたします。また目標値の推進に向けた取り組みを伺います。

4番目にレジ袋や包装紙、ストロー等のプラゴミ削減の対応について、お伺いします。

レジ袋、包装材、ペットボトル等プラ製品の恩恵を受けない日はございません。購入物品を入れてもらって当たり前だったポリ袋。最近ではスーパーにマイバッグを持参する姿が当たり前となってきています。10年前に岐阜県はレジ袋の有料化協定を全国に先駆けて結んだ県であります。環境改善に大きく貢献しています。今、外食企業でプラスチック製ストローの使用を制限する動きがあります。とくに海洋プラスチックはウミガメが命を落とす原因でもあり、問題となってきています。河川の漂流物にもたくさんのプラゴミがあります。きっかけがあればすぐに始められ、慣れれば多少の不便は気に掛けなくなる削減策があります。プラスチックストローの使用を制限するような目標も環境にやさしいと考えますが、審議会での検討ではどのようなことがあったのか、お伺いしたいと思います。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

第2次環境基本計画についてのお尋ねでございます。まず2番目の諮問にあたっての私の意見、あるいは助言というお話でございます。

この環境基本計画を含めましてですね、さまざまな計画があるわけでありましたが、市長から審議会への諮問を行うというケースがございます。これは、全国どこでもよく行われるわけがございます。この諮問というのは、一体何かと言いますとですね、どのようなものにしたらいいいのかということを伺いを立てる。で、答申をいただいて、それを基に計画

をつくるというのが本来の諮問の姿でございまして、ですので、白紙で基本的にはお尋ねをする。そして、答申をもらってから策定を進めるというのが本来の姿であろうと思えますけれども、実際には全国津々浦々、事務方でまとめた素案を提示して意見を述べていただいて、まとめていくという手法が一般的でございます。この環境基本計画についても同様でございまして、市から骨子をお示し、議論をいただき、意見をいただき、その意見を反映してまとめていったということでございます。

当然その骨子を策定するということになりますと市としての考えをまとめることになりますので、その際に私から考え方を環境担当の職員に申し上げまして、それで担当部署で議論を重ねてもらって作業をしてもらったということでございます。

そのときに申し上げましたのは、環境系の計画というのはたいていどの自治体がつくっても同じようなものになるんです。ですので、名前だけ飛騨市を別の自治体の名前に変えると成り立ってしまうような計画が多いという現状があるので、飛騨市らしい、飛騨市独自のものをつくりたい。そういった内容を盛り込んでほしいということを強く申し上げたわけでございます。

具体的な項目として入っておりますのが、たとえば循環型社会の実現の部分では、EMぼかしの配布、生ごみの農地還元のためでございますが、こうしたものが入っております。それから不法投棄防止対策では、監視カメラによる監視をしようというものもいれましたし、豊かな自然を守るという点では、飛騨市の特徴であります広葉樹、広葉樹のモデル林の整備と利活用ということを盛り込みました。

また自然散策案内人の継続と育成というようなことも飛騨市ならではの、いまの現状をみていたわけでございます。さらには、産業廃棄物処理施設の進出を望まないということとを明記したということと、高レベル放射性廃棄物最終処分場の受入反対ということも明確に記載をいたしましたというのがこの環境基本計画の特徴でございます。

審議会ですが、日程の都合、あるいは日程調整の不備がございまして、私は出席ができなかったわけでありまして、第1回目にこの考え方を反映させた「環境基本計画の施策の骨格」を当日資料として提示をさせていただきまして、職員から審議会委員への説明を行って、以降のご議論に供させていただいたということでございます。なお早速この計画の策定をふまえて並行して政策協議を進めておりましたので、たとえば監視カメラによる監視については、本年度予算化しております。すでに2カ所に設置を完了しておりまして、現在効果を確認していると、こういう段階でございます。

それからもう1点ですね、私から3番目の目標値の設定についてのお尋ねがございました。とくに地球温暖化についての目標値の記載がないがというお尋ねでございます。

これは環境基本計画に限らず、私、常に申し上げているのですが、数値目標というのは、市の取り組みによって変動させることが可能なものを設定すべきであるというのが私の基本的な考え方でありまして、全国あるいは世界規模、地球規模のような数値は目標とすべきではないというのが私の考えです。

飛騨市の場合、一般廃棄物の排出量ですとかリサイクル率、河川水質環境基準達成率、水洗化率等とこうしたものは、飛騨市が環境施策に取り組んだ結果がある程度影響してくるというものでございますので、これは数値目標の設定をしてもいいのではないかとこのように考えたわけであります。

一方で、地球温暖化防止につきましては、世界規模、地球規模のテーマでございますので、飛騨市の数値目標として設定するにはそぐわないというふうに考えたわけでございます。

このようなことから、地球温暖化については、最終的な目標は設定せずに、何を行えば地球温暖化防止に多少なり役に立つのかという観点の中で、たとえばクールビズ、ウオームビズを実施する等の行動目標を記載するというにかえたということでございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（高原邦子）

続いて答弁を求めます。

〔環境水道部長 大坪達也 登壇〕

□環境水道部長（大坪達也）

私のほうからは、1つ目の飛騨市環境審議会の構成についてと4つ目のストロー等プラゴミ削減についてお答えをいたします。

審議会委員は、飛騨市環境審議会規則により、市長が委嘱する20名以内で構成、委員の任期は2年となっております。

前回委嘱されました委員の方は任期がきておりますので、今回、地区代表、環境団体、事業者、教育関係者の方より16名の方に委嘱しております。

また、審議会の経過につきましては、平成29年7月31日に第1回、平成29年11月17日に第2回、平成29年12月27日第3回の審議会を開催しております。第2回と第3回の間には、11月17日に議会報告を、11月17日から12月7日の期間はブリックコメントを実施しております。

広範な環境計画であるため、審議会の時間内では全ての項目を把握し、意見をいただくことが困難であるので、委員の方に事前に資料を配布しまして、委員より意見書をいただき、事務局で取りまとめ基本計画に修正を行う、修正案の審議を行うというサイクルを繰り返し進めてまいりました。委員の方には、たいへんな労力と時間を使っただき本当に感謝しております。

続きまして、レジ袋、包装紙、ストロー等プラゴミ削減の対応について。はじめに、プラスチックストローの使用制限等の議論は、環境審議会の中ではありませんでした。市からも特段の提案をいたしておりませんでした。プラスチックストローと海洋汚染については、つい最近マスコミで取り上げられるようになり、一般の方が見聞きするようになったのは最近であると認識しております。このようなことから審議会開催時は広く認識さ

れていないことから、議論もなされなかったものと考えています。プラスチック製品と海洋汚染の因果関係は、プラ製品が河川等へ不法投棄され海に流れ着き、海洋で漂う中、紫外線等により分解され、微細なプラスチックを魚等が摂取することにより生物への被害が拡大する構図だと認識しております。飛騨市でのプラスチック製品の現状については、市民の方より出されるプラスチックの状態により、可燃ごみとして処理されるもの、プラ製品原料として再利用されるものに分けて処理されております。生活者に一番近い自治体としての役割は、リサイクル、分別の啓発、指導を行い、市民と一体となりプラスチック製品の適正な処理を進めていくことだと考えております。

〔環境水道部長 大坪達也 着席〕

○10番（洞口和彦）

最初に市長にお伺いします。市長はですね、この中に先ほど言われました目標ですね、しっかり述べてみえますし、今回のあれは大震災後いろいろ環境がかわってきたからということでございまして、いろいろなやり方についても説明されました。その中で、市民や事業者、行政の協働が何よりも重要ですよというかたちも書いてもらいましたし、いろいろやってもらった方にお礼も述べてみえます。しかし、残念なことにですね、ある方はもちろん市長がその何回もの会合にも出てこれなかったことも含めてかもしれませんが、忙しいということはございますけれども、やはり福祉・観光に重点をおいていてですね、それが悪いというのではないんだけど、環境に対してもうちちょっとですね、市長の意気込みを聞きたかったと。なかなか本人には言えませんが、若干市長も憤慨かもしれませんが、だから住民感情としてですね、せっかく協働を呼びかけながら一部の面では、そういう面もあったということですね、今回もやってみてですね、諮問機関もまたいろいろとあると思いますけれども、そういう場合には、やっぱりもうちょっと配慮が必要ではなかったのかなというふうに思うんですけど、そのへんについてはどうでしょうか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

さきほど申し上げたんですが、ちょっと今回日程調整のミスがございまして、私出席をいたしませんでした。これは本当に申し訳ないことだと思っております。それからやはりたしかに市の計画ですから市長が1度も出ないというのは、望ましいことではないのは当然でありまして、いま私申し上げたようなことをですね、現実には役所の中では、議論して明確に指示しておりましたので、直接私から申し上げればよかったなと思っております。それは率直に思っております。環境について決して重視していないわけでもありませんし、力をいれていないわけでもありません。ただ、全体的にはほかの課題とみると、市民から環境に対してのさまざまな課題といえますが、直面する課題がでることが比較的少ないという事情もたしかにありまして、どちらかというと市政の中では、やや力が入って

いないようにみえるのかなということも今伺いしてて思った次第ですので、逆に身近な生活で行き届いては、ほかの町に比べれば、たとえば分別にしてもリサイクルにしてもですね、意識は行き届いているとはいうもののほかにもいろいろ課題がございますので、よく今のお話を肝に銘じまして引き続きがんばってまいりたいと思います。

○10番（洞口和彦）

私がすっきりしたのではなくて、それを言った人がいま1番すっきりしているのではないかと思います。

最初のこの組織団体の中にはですね、さきほど環境団体とかいろいろと言われましたけれども、とくにやっぱり水をきれいにする会とかたとえば天生とか池ヶ原の自然を守ってみえる方というのがみえるんですが、そのような方は何名くらい入っておられたんでしょうか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□環境水道部長（大坪達也）

環境に関わられている方としまして、議員言われました河合のほうで、森林案内をされている方も委員の方やっておりますし、瀬戸川等を環境保全されている団体の方も出席されております。そういうような方にバランスよく会っていただいて、審議していただいたと考えております。

○10番（洞口和彦）

若干環境団体がないのがちょっと少ないような気がしますけれども。ちょっと時間がございません。次にうつりたいと思います。やはり大震災後といいますとですね、やっぱり省エネルギーの問題が大きくかわってきている項目なんですよ。とくにあれ以後ですね、脱原発、新しいエネルギーの生活実現委員会とかいろいろできまして、新しい発電所がですね、1,000以上もできているんです。その中にとくに多いのは太陽光がほとんど9割から9割5分です。若干あと水力発電がありますが、飛騨市もですね、水力発電には適しているところでございます。民間もやっていますけれども、今後やっぱり水力発電にこの力を入れていこうというようなそのへんの水力発電関係への希望というのはあったら教えてほしい。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

おっしゃるとおりでありまして、東日本大震災の後、省エネ、エネルギー政策というのは大きなテーマなんです。地方自治体の役割というのは、省エネであると明確に思っております。それからできる限り再生可能エネルギーの普及をしていくということだろうと思っています。省エネに関して言えば当然LED化とかいうところ、町のLED照明の補助を継続したというのはまさにその表れなんです。そういうことをやっているの

ですが、今お尋ねの水力発電ですね。ここについては、私非常に力を入れておりまして、現実に飛騨市内、小水力といってもどちらかといえば中水力に近いですね、1,000キロワット単位のもの、これがですね、随分計画が出てきておりますので、市でも全面協力をしながらいろんな調査等にあたらせていただいています。それからあわせて固定資産税のわがまち特例というのがありまして、償却資産の税率をですね、その市が力を入れるものについて通常認められた率よりも下げて課税ができる。3年間、できるという制度があって、その中には水力発電を含めておりまして、そうしたこともお話を申し上げながら、ぜひ積極的に市内のこの水が豊富な環境を生かしていただきたいというようなことを申し上げているところでございます。

○10番（洞口和彦）

よろしく対応をお願いしたいと思います。さきほど目標はですね、3番について、改めて数値的なものはださなかったといいますが、今学校のですね、関係で、LED化をやるという調査が入っていますよね。今回の予算にあがっています。そういうところとかですね、自動車の関係でもですね、電気自動車低公害車、それをどのくらい入れたいというようなやっぱりそういうですね、数値的な目標がありますと、やっぱりやったという実感がございますので、ぜひですね、できないというのではなくてそのへんも入れていただきたいと思います。ちょっと時間がございませんので、ペットボトル関係はですね、住田議員のほうへお任せしたいと思います。

〔10番 洞口和彦 着席〕

◎議長（高原邦子）

これで10番、洞口和彦君の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（高原邦子）

ここで暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後1時59分 再開 午後2時05分 ）

◆再開

◎議長（高原邦子）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

次に11番、野村議員。なお、質問中資料の使用願いが出ておりますので、これを許可いたします。

〔11番 野村勝憲 登壇〕

○11番（野村勝憲）

それではですね、午後からの2番バッテリーです。よろしくお願いいたします。

はやいもので、都竹市政が発足し、既に2年半が経過しました。しかし、その間の人口は、約1,100人減少し、少子高齢化は一段と進み、さらに財政力指数は、残念ながら今年度0.3を割り込む見通しとなり悪化傾向が続いています。財政力指数は岐阜県下21市の中で、地価の下落とともに最も悪く、地域の活力は失われつつあり、このような状況が続きますと、10年後に飛騨市の人口は2万人台を割り込むことは確実であります。企業や個人事業者の廃業が続けば、日本創生会議が提唱している2040年までに消滅可能自治体となる可能性が徐々に高まってきております。市民の暮らしはあまりよくならない。また年金生活者が増える中、都竹市長になって、飛騨市の組織は、6部制から7部制になり、そのうえ課が大幅に増え、さらに今年度からは、参事が9人昇任するなど、職員の人件費は増額となり、市民からは「うらやましい。役人天国ですね。さらにしっかりと仕事をやってもらわないと」と声を多く耳にするきょうこの頃でございます。都竹市政の柱である「元気な飛騨市づくり」の経済政策の成果があまりでない状況が続く、さらに財政状況が悪化しているとき目立つのは市民からの尊い税金が簡単に補助金として支出されていること。一例をあげれば、ある議員が所有する物件の改修費や家賃等にも補助金は使われているのは実情です。たしかにこれは目的はあったと思います。いま、多くの市民から求められているのは、身を切る改革のはずです。身の丈にあった役所の改革と私ども議会の改革を早急に着手してほしいとの声が多くあります。今回、私は6月議会終了後、多くの市民の方々と語り、いただいた苦言やアドバイスを参考にまず1点目、飛騨市の組織管理はできているのか。そして大きく2点目に指定管理施設味処古川の運営管理と監督等についてを質問をいたします。

まず1点目の飛騨市の組織管理はできているのかについてです。皆さんご存じのように6月19日、児童買春で男性職員を懲戒免職させた後、都竹市長は職員教育を強化し、信頼に努めてまいりますと発表されました。しかし、6月25日、公用車で職員が交差点で衝突事故を起こし、またこれは7月にはいつてからのことですが、朝早くから本庁舎と総合会館の2班にわかれ、二十数名で清掃活動にボランティアで参加されました2名の主婦の方が私のところにたずねてこれ、高校生はですね、「おはようございます。ごくろうさまです。」と笑顔で挨拶をしていくのに、残念ながら市職員は、挨拶はなく、無視をして入庁する姿を見て、これで職員教育はできているのでしょうかという苦情がありました。さらに7月豪雨で被災されるある区の班長さんが、被災状況の資料、こういうかたちでですね、写真入りで、こういう写真入りで2回こられて、それで、私の自宅に2回こられて、職員の対応について不満や苦情を述べられております。

早速、私が直接耳にした2案件でございますけれども、それぞれ担当部長、担当課長に伝えてあります。その中でですね、基盤整備部の担当課長は本当に素早く私が言った後ですね、対応してくれまして、その旨をですね、こられた方に班長さんにお話したら、納得されました。非常に素早い対応だったと思います。このことは非常に私もですね、気持ちがよかったなといまでも思っています。

そして、6月にですね、飛騨市にとってたいへん不名誉な事件があったにも関わらず、残念ながら次々と発覚する職員の悪い態度や対応を目にして、果たして飛騨市は自治体として本当に内部統制がとれているのかと多くの市民は疑問を持っておられます。そんな中で私が6月、予算委員会で児童買春をした男性職員の名前などは出しておりませんのに、「野村の発言はプライバシーに触れる」と市長より発言があり、2カ所議事録から削除要請があり、実際削除されました。

このことをはじめ多くの市民は、「あれだけの事件だから氏名を積極的に明かすのは当然じゃないですか」の声もありました。逆に事件を起こした側に何らかの理由で気を使っているのではないかという声も聞き、驚いております。現在私は市長のプライバシー発言が引き金となって、懲罰委員会にかけられる身となり、反社会的な行為を行ったのではないかなどと不名誉なことも言われております。市民の皆さんへ個々に説明をしておりますが、「野村さんはある意味では当然のことを議会で言ったのだからがんばれや」の言葉や私のことで、また議長や議会運営委員会に対し、意見書、このようにですね、4ページにわたる意見書が議長及び議会運営委員長そして私ども全議員に意見書を出していただいております。これはある市民グループ、複数の方々だと思いますけれどもそういうものも出ており、話題が広がりつつあるというのが現状です。そこで、私は今回、飛騨市の組織管理体制は本当にできているのかについてを質問いたします。

市長は再発防止として、1点目、7月に全職員を対象に服務規程や法令順守に関する研修を開くと断言されましたが、いつ、どのような内容で実施されたのですか。

2点目、5月17日、公務中の公用車で交通事故は明らかに人身事故です。3カ月以上経過していますが、懲戒処分は行ったのですか。

3点目、6月19日、児童買春で男性職員が書類送検されたその日になぜ懲戒処分を急いだのですか、理由をお聞かせください。

4点目、多くの市民からは飛騨市のイメージを大きく傷つけた事件で、今後二度と起こさない戒めのために氏名を市は公表すべきとの声は多く聞きました。なぜ総務部、男性主任、28歳で発表したのですか。

5点目、これ実際8月15日にあったことですがけれども、津市の収税課長が児童買春の疑いで逮捕され、これは氏名で公表され、新聞でも私も読みました。やった内容は全く同じで書類送検と逮捕の違いだけで市もだせなかったのか。市民は非常に疑問に思っております。その点はいかがでしょう。

6点目、市民の皆さんに6月議会の市長の発言と私の発言内容のどちらがプライバシーに触れるか、問い、この際判断していただきたいと思います。まず、都竹市長の発言ですけれども、市長は6月11日、市長の行政報告で、吉城高校の生徒が古川祭にボランティアで参加し、至学館大学関係者の目にそれがとまり、9月に名古屋市で行われるユネスコと日本の祭シンポジウムで、生徒は事例発表することになりましたと説明。しかし、その時点では何も一切決定しておらず、私が至学館大学、愛知県教育委員会、吉城高校側と

何度か交渉し、6月24日に内定したものです。また、このシンポジウムは飛騨市とは関係なくあたかも市が関与しているような市長の発言がプライバシーに触れるのではないのでしょうか。2つ目、一般質問の中で、私は農泊について質問をしました。その答弁では、松場慎吾さんの個人名をあげておられました。それに対して、私の発言でございます。私は味処古川の質問の中で、事前に岡田屋さんにはご了解をいただいて、そして店名を使用して一般質問を進めております。そして2つ目、6月議会の予算委員会で既に発表済みの5月17日の公用車の交通事故では建設課職員が運転と市が公表していることを私は頭にいれ、市民からは総務部だけではわからないので、せめて所属課ぐらいは明らかにしてほしいとの声があり、その課をあげたこと。また関係者が公人でもありと言ったことがプライバシーに触れると市長の判断です。市民の皆さん、この2点を比較してどちらがプライバシーに触れると思われるのでしょうか。

最後にですね、男性が起こした平成29年11月、その職員はたしか企画部に所属し、その部は市長室に一番近い位置にあり、市長はその職員の顔はいつでも見られ、近い距離にあったのは事実です。それを前提に改めて都竹市長の責任について問います。6月議会の予算委員会で、私の質問に対し、市長みずからの責任のとり方がひとつのテーマになると発言されました。5月、6月に職員による公用車の交通事故3件が発生した事案もあわせて組織を管理する最高責任者として市民の皆さんにどのようなかたちで責任を明らかにされるのか、具体的に回答をお願いします。以上です。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

組織管理の質問でございます。この中には、6月の児童買春の処分事案、それから私の発言の話、2つ入っております。まず、児童買春の事案の話をさせていただきたいと思っております。大きくはこの話が前半のご質問の中心でありますけれども、この問題は、何が起って、市がどのように考えて、どのように対処したのかということをご理解いただく必要があるということです。事件の確知から処分の公表に至るまで、時系列で詳しくお話をいたしますので、よく聞いていただきたいと思います。

まず、この事件を市が知ったのは、6月1日金曜日の午後であります。元職員の家族が私の市長室においでになりまして、警察が朝6時に家宅捜索に入ったこと、その容疑が児童買春事件であること、元職員は警察での取調べを受けており、いずれ解放される見込みであることなどを話していかれました。これがまさしく最初知ったところでございます。

この報告を受けまして、直ちに副市長と関係部長を呼びまして対応を協議しました。そして、夕刻、総務部長から元職員に対し電話で事実確認を行いました。その結果、昨年11月23日に児童ポルノ禁止法、これ以下児童ポルノ禁止法と言いますが、正確には「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」とい

うが正式名称です。この児童ポルノ禁止法が禁止する児童買春を行った容疑で家宅捜索を受けた。翌週の5日火曜日、6日水曜日に警察での事情聴取と現場検証があることの報告をこのとき総務部長が受けたわけであります。その際に元職員に対しまして、警察の事情聴取の際に、今後どうなるかの見込みを確認してほしい旨を伝えまして、内容がわかったら連絡するように伝えました。

そうしましたら、警察の事情聴取が行われた2日目の午後です。6日の午後に警察から市に連絡がありまして、その内容は、元職員から「市が事案の内容を公表するので送致の日を教えてほしい」と言われたと。しかし逮捕していないため警察では本事件を公表しない。送致の段階でも公表しない。市が処分の公表を行う場合であっても、被害者保護のため個別案件、すなわち事件場所、被害者の性別、年齢、所轄警察署名などはもちろん、加害者名つまり元職員の氏名も含め一切公表しないでいただきたいという要請を受けました。

さて、その翌日です。その翌日の7日木曜日と8日金曜日、今度は市によって元職員の事情聴取を行ったわけでございます。これは、具体的なやり方としては、総務部の職員が元職員の自宅を訪問いたしまして、事件の発生日時、場所、動機、相手の年齢、知り合った方法、金銭のやり取り等の事実確認を行ったわけでございます。この時点で、元職員からは退職願が提出されましたけれども、処分が必要であるため、受理はしなかったということでございます。

以上を踏まえまして、こんどは処分の検討を行わないといけないということになるわけであります。そこで、処分委員会を開催することといたしました。従来、飛騨市の処分委員会は、内部の職員のみで構成するという形態になっておったわけです。具体的には副市長、教育長、総務部長、市民福祉部長です。しかし、この中に上司として関係のあった者がおりましたので、これを除斥をいたしまして、理事兼企画部長と会計管理者を代理としたという構成にいたしました。

また、今回の事案は市として初めての特別な事案であり、処分の客観性、妥当性を高める必要もございましたので、臨時委員として外部の弁護士と司法書士に就任を依頼し、承諾を得たということでございます。

それから日程調整をいたしましたので、第1回目の委員会が開催できたのが15日の金曜日であります。この委員会の中では、事案の検討を行いまして、事実を確認し、処分の程度、公表内容についての審議をいただきました。

審議の中では、事実確認をどのように行うのか、書類送検はどのような日程になる見通しなのか、他市の処分事例はどのようなものかなどの質疑があったわけであります。

とくに論点になりましたのは、事実確認でありまして、市の事情聴取はいたしておりますけれども、あくまで自白でございます。したがって市が処分を行うためには客観的な事実認定がなければ処分を下すことができないということになるわけです。では客観的な処分の事実認定はどうすればよいかという話の中で、警察から検察へ書類送検されれば、そ

れをもって客観的な事実認定とするということといたしました。委員会におきましても、書類送検により事実が誤りがないければ、その日に委員会を開き処分することもあわせて決定をしたわけであります。この時点で書類送検をもって処分をするということが決まってきたということでございます。

その翌週です。19日火曜日、正午頃に元職員本人から連絡がございまして、警察から書類送検したという旨の連絡があったということをして市の方に伝えてまいりました。これを受けまして当日の13時30分頃に総務部職員が元職員と面談をいたしまして、その事実を確認をいたしました。さらに、市から警察に電話をいれまして、「元職員が児童ポルノ禁止法に違反して送検されたことは事実である」ということを確認したということでございます。

この際に警察から改めて、児童ポルノ禁止法の被害者保護の観点から被害者特定につながる恐れのある情報は公表しないでお願いしたい、具体的には事件の場所、被害者の性別、年齢、所管警察名、そして加害者名です。つまり元職員の名前です。公表しないでお願いしたいというお話がございました。また、任意事件であり逮捕していないことから警察としては事件の公表をしない、同時に、市としての公表の仕方については、児童ポルノ禁止法の被害者保護の規定を踏まえ責任をもって市が判断していただきたい。その際、被害者の特定につながるような事実を一切公表しないよう配慮してほしいとの要請を受けたわけであります。

この際、じつを言いますと警察からこうした内容の要請を受けたこと自体を伏せてほしいという依頼がありまして、いままでこの事実は明らかにしておりませんでした。しかし、本日の答弁にあたりまして、市の責任においてこの旨のみは申し上げることとしたということでございます。

以上を踏まえまして、19日火曜日、その日ですが15時頃に、懲戒処分委員会の職員に招集をかけました。理事兼企画部長、教育長、市民福祉部長、会計管理者であります。委員会を開催いたしまして、児童ポルノ禁止法に違反して書類送検されたという事実が確認できたので、第1回委員会で決定していた処分を本決定するということを決めたわけであります。

外部委員に関しましては、前回の委員会の際に電話連絡での許可をいただいておりますので、この委員会の後で連絡を取り、了承を得たということでございます。

私は、この時点で市外に出張しておりましたので、外部委員の了承を受けた後に、電話で報告を受け、事実が誤りはなく処分が妥当であるという判断の元に、最終的な処分を決定したということでございます。

そして、処分決定時刻を17時というふうにいたしまして、17時20分に副市長から元職員へ電話で処分を伝え、そして、当時の上司、係長、課長に対しての厳重注意を行った。処分書は翌日郵送したということでございます。これが事件の確知から処分に至る経過でございます。

次に、この処分の公表の考え方について申し上げたいと思います。公表は、元職員に処分を告知した直後の19日火曜日の17時40分、先ほど申し上げましたが処分決定が17時、本人に伝えたのが17時20分、そして17時40分に報道機関、そして市議会議員の皆様、そして代表監査委員に対してこの公表の旨、連絡をいたしました。

その際、氏名の公表については、市の懲戒処分の公表基準というものがございます。「飛騨市職員の懲戒処分に関する規程」第9条というところございまして、ここに懲戒処分を行った場合は氏名を除いて公表することを基本原則とするというふうに書いております。つまり氏名は公表しないのが原則だということでございます。

これは、飛騨市だけの特別なルールではございませんで、人事院が定める「懲戒処分の公表指針」あるいは国においては総務省のこうした基準も同様でありまして、全国の自治体においても同様の取扱いをしているというふうに考えられます。

ただし、この中に、「公表することが適当と認められる場合については、氏名についても公表できる」ということを例外的に定めています。この例外の場合は何かということですが、これは、飛騨市情報公開条例や人事院の基準において、個人情報のうち非公開の適用除外となっている情報が対象となるというふうに考えられます。これは、その一つが「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」とされております。

ここが先ほどのご質問と関わるのですが、例えば、逮捕された場合は通常警察は容疑者名を公表しますから、これは「公にされている情報」になるわけです。したがって、市が非公表とする実質的な意味はなくなる。ですから市も氏名を公開するということですね。

しかし、本事案を見た場合に、議員がご指摘となった津市職員の児童買春による逮捕事案とは異なって、任意事件でありますから、容疑者の名前は一切公表されていないわけがあります。加えて、先ほども申し上げましたように、児童ポルノ禁止法による被害者保護の観点から、容疑者の氏名を含め、被害者の特定にわずかでもつながるような個別の情報は警察では一切公表しないという方針であり、加えて市においてもその配慮をされたいという強い要請を受けているという事情もあったわけでございます。

したがって、市の処分公表基準の原則に従うとともに、今回の事件の特殊性も含めて総合的に判断し、元職員の氏名を公表せず、事件の概要も限定的に発表したというのがこの経緯でございます。

以上をもちまして、このお尋ねのうち、3点目の書類送検された日に処分した理由、4点目の氏名非公表の理由、5点目の津市の収税課長の氏名公表事案と違う理由、これの答弁とさせていただきます。と思います。

それから6点目なんですが、私の発言と議員の発言のどちらがプライバシーに触れるのかというお話でございます。質問なのか何なのかよくわからないんですが、一応、私の考えを述べさせていただきます。と思います。

まず、事実誤認がありますので、指摘させていただきます。さきほどのご発

言の中で議員は、市長が6月議会の委員会で、プライバシーに触れると発言したとおっしゃいました。私は一言もプライバシーという言葉は発しておりません。これは議事録を見てもネット上で公開されている映像を見ても確認ができます。

また、議長と委員長に、とくにプライバシーに関わる部分について、議事録の削除等の取扱いを検討されるよう求めたというお話がございました。それは口頭で直接申し入れたものでありまして、議会の場で、会議の場で私は発言しておりません。

この委員会でのやり取りについての感想を含めて、当日、私自身のフェイスブックになぜ申し入れを行ったかについての記載の投稿をいたしました。おそらく議員は、何らかのかたちでそれをご覧になってそれを混同して、議会で話されたと思って、さきほど発言されたのではないかというふうに思います。さてそのうえで、それは指摘だけさせていただきます。

そのうえで本題ですが、プライバシーの意味づけについて根本的な誤認、認識の誤りがあるというふうに思います。

法的に見ますと、プライバシー権というのは、有名な「宴のあと事件」判決という東京地裁の判決がございしますが、私どもも学生時代よく勉強いたしました。ここから構築されてきたものであります。基本はプライバシー権というのは、「私生活をみだりに公開されないという法的保障ないしは権利」というふうに考えられております。「私生活をみだりに公開されないという法的保障ないしは権利」。そして、保護されるプライバシー情報とは、次の3つの要素を満たすものとされています。

1つ目が、私生活の事実またはそれらしく受けとられるおそれのある事柄であること、私事性。これが1点目。2つ目、一般人の感受性を基準にして当該私人の立場に立った場合、公開を欲しないであろうと認められること、秘匿性というやつです。それから3番目、一般の人々にいまだ知られていない事柄であること、非公知性といいます。

これらの内容が実際に公開をされて、不安・不快の感覚が生じたときに、プライバシーが侵害された状態になると、これが今の我が国の社会で考えられているプライバシーの定義であります。

以上を踏まえまして、先ほどの議員のご主張を検討させていただきたいと思います。

まず至学館大学の行事の件ですが、この件について6月11日の開会日に行政報告で申し上げた件をご指摘をなさいました。結果的に発表に至っていなかった情報であるということでございまして、この点は配慮が足りず、率直にお詫びを申し上げたいというふうに思います。

しかし、至学館大学のシンポジウムの件はそもそもさきほど申し上げたような私生活にわたることではございません。したがってプライバシーの侵害事案ではないと。これは企画を担当されていた方と飛騨市との間における行事の情報共有、そして守秘義務に関する情報共有の問題であると。したがってこれはプライバシーの侵害事案ではないということです。市としては、当時のこの担当にあたっていた者の話を聞きますと、秘密保持

を求められている事案であることを十分に認識していなかったということでございまして、ただ議員から指摘をいただいたので、これは申し訳ないということで、すぐに企画を担当されている方に、電話連絡を入れまして、お詫びを申し上げたところのようなことでございます。なおこの際に「古川の人にはお世話になっている。早く知らせていただいたことはよいことです」とのたいへんあたたかいお言葉をいただいたというふうに伺っております。

次に農泊についての私の答弁の件です。H I D A I I Y Oの松場慎吾さんが来訪し指摘があったことはあのとき申し上げました。それがプライバシーを侵害しているという議員のご指摘でございます。これについて検討いたします。

そもそも、市長の日程実績は、基本的に岐阜新聞の市長動静、市のホームページでも全て基本的に公開しておりまして、主な来訪者の氏名も本人が掲載を希望されないなど特段の事情がない限り公表いたしております。松場さんの名前もこの際、公表いたしております。しかも、この面談は、市に対して公式に申し入れをされたものでありまして、市の職員も同席をしておりまして。

これは私生活の事実でもなければ、公開を欲しないと認められる事項でもなく、おおよそプライバシーを侵害したとは考えにくいというふうに思われます。実際に松場さんに確認をしたんですが、むしろご自身がこのことについては積極的に情報発信をしております。プライバシーの侵害なんてことは全く思わないということを話しておられました。

一方の議員のご発言についての論評はいたしませんけれども、懲戒処分を受けた元職員に関することについては、事前の全員協議会で、本事件については情報の取扱いに注意していただきたいということをお願いしたわけでありまして。それにも関わらず、テレビ中継されている議会の場において、市が発表していない所属課名を挙げ、あるいは家族の職業を類推させるような内容にお触れになったことはこれはたいへん残念なことであるというふうに私は考えております。

そして最後ですね、市長の責任というお尋ねでございます。

懲戒処分を行う際に、その対象となる非違行為、これが職務に関するものなのか否か、これはどこまでどの程度の処分を行うのかと同じように大きな判断基準になるというふうに思っております。

職務上の不祥事の場合、その責任が当然対象職員の指揮命令系統の上司に及ぶということは当然だというふうに思いますけれども、一方で職員が公務外のプライベートな時間の中で、一個人として起こした職務以外の非違行為の場合、その全てを市の責任とするのには無理があるのではないかとというふうに思いますし、一般的にもそこまでの責任は求められないのではないかとというふうに考えています。

もちろん、同僚、上司含めまして、周囲の者がお互いに公務員としての規律ある生活を送るようにと声を掛け合う必要もございまして。職員の教育をしていく必要もございまして。

実際に職場の中ではそうした声かけもありますし、朝礼等の場でそういったことを言うこともございます。それをまた研修等で強化していくことはいうまでもないことでございます。

今回、机を並べていた上司2名に懲戒処分ではないかたちの「嚴重注意」ということを行いましたのは、お互いの意識付けをいま一度喚起して組織として、改めて私生活を含めた服務規律や法令順守をしっかりとしていこうと、そして、研修を行って意識啓発をしていこうということを取り組むことによって組織の戒めとする、これを組織の責任の取り方とするというふうにしたところでございます。

私についても同様の考え方でございまして、こうした取り組みをしっかりと行って、類似の事案が発生しないように務めていくことが市長としての責任の取り方であるというふうに考えておるところでございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（高原邦子）

続いて答弁を求めます。

〔総務部長 東佐藤司 登壇〕

□総務部長（東佐藤司）

それでは1点目、全職員を対象にした研修の実施についてお答えいたします。

6月19日に懲戒処分を行った後、直ちに、外部講師を招致しての公務員倫理研修の企画・実施手続きに移りました。6月27日には委託業務契約を締結し、7月2日開催の部長会議において全職員に対して研修の案内と受講について周知をいたしました。今回の懲戒処分事案の発生を受けて開催したものではありませんが、淫行やSNS利用といった内容に特定したのではなく、公務員の服務規律、コンプライアンスの必要性、個人情報取り扱い上の留意点等、地方公務員としての基本事項である公務員倫理について学び、いま一度、職員としての心構えを再認識させる機会といたしたところでございます。

なお、開催回数につきましては、7月25日及び26日の午前・午後、全4回にわたって開催したところであります。

7月初旬の豪雨災害の発生もあり、やむを得ず欠席となった職員があること、また、病院といった交替制勤務のため受講することができなかった職員があるため、同研修を10月11日に開催することを予定しております。

2点目、交通事故の懲戒処分状況についてお答えします。

懲戒処分については、その決定を行ううえで全ての事実について把握する必要があります。交通事故に関して言えば、行政処分の有無、刑事処分の有無、さらに民事において、人身事故の場合は相手方の怪我の程度と治療の状況、示談の成立状況について確認する必要があります。

これらについて市として確認を行っておりますが、行政処分は確定したものの、本日現在、本人あてに刑事処分の有無についての連絡は届いておらず、民事につきましては、事

故当事者が依然治療中であるため、確定しておりません。

このため、処分に必要な事実確認と証拠収集が終了しておらず、懲戒処分について決定できる状況に至っていないのが現状であります。

〔総務部長 東佐藤司 着席〕

○11番（野村勝憲）

まずですね、3点目の職員の懲戒処分についてですけど、一般的にはですね、書類送検されたあとに起訴か不起訴かということがでたあとに処分発表するのが常だと聞いております。おそらくこの事案はですね、私は不起訴になるだろうというふうによんでおります。ちなみに津市のですね、私、津市の担当部へ電話をいたしております。逮捕され、現在も身柄は拘留中です。その収税課長さんはね。

津市は今後ですね、どういう対応をされるかということを知りましたら、まずですね、この方が起訴されるか、不起訴されるかを待っていますと。その後に懲罰委員会を設けて、具体的などどういうかたちにするかを発表されるというふうにお聞きしております。私はこれを聞いてですね、飛騨市の対応にややいささか疑問を持ったところですが、それに対してはいかがでしょうか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

市によって考え方は違うと思います。判決が確定してから処分するところもあるでしょう。ただ飛騨市は少なくとも本人が事実を認め、書類送検というかたちでその事実を警察も認めている。しかもそこについては認識の齟齬がない。争いがないわけです。そうしたものが現実には公務員として、市の職員として仕事をする。あるいは、もちろん有給休暇等を使って出てこないということはあるにせよ、それで職員としての身分を保ち続けるということは、市として適当ではないのではないかな。そもそも信用失墜そのものではないかということで考えましたので、今回こうした処分を行ったわけでございます。これは、世の中にいっぱい事案がございます。こうした事例がございます。いま申し上げられた津市の事例のみがスタンダードではありません。むしろ、我々のような対応のほうが比較的ケースとしては多いというふうに思っております。

○11番（野村勝憲）

市長にお聞きしますけれども、たしか11月、彼は企画部に所属していましたよね。そのときどんな仕事をさせていらっしゃったんですかね。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

発表している事項は、企画部主任のみでございます。その他の情報は発表しておりません。

○11番（野村勝憲）

だいたい想定内の答弁だと思います。どちらかというと私から見たらですね、弁解が多く含んだ答弁だったと思います。

それでは2点目の公用車で的人身事故について質問いたします。警察の調査とは、現場検証とその検証により作成する調書のみです。たとえば今回入院案件ではなかったと思います。したがってですね、だいたい1週間から10日で行われるはずです。また今回の被害者は市役所の関係者ばかりで、市は直接その被害を受けた人に直接聞けばいいことで、警察の調査が終わっていないというのは、それで懲罰委員会は開けないという説明ではかなり疑問が残りますが、その点がいかがですか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□総務部長（東佐藤司）

答弁で申しましたとおり、交通事故の場合、行政処分、それから刑事処分、民事ありますけれども、行政処分は本人に届いております。ただ刑事処分、罰金等々でございますけれども、それについてはまだですし、民事関係、治療がまだ終わっていないものですから示談も成立していないということでそういうことを総合的に判断して懲戒処分委員会で処分の軽い、重いを決定するということで、まだそれに至っていないという現状でございます。

○11番（野村勝憲）

そうしますとだいたいの目処はいつごろを考えていらっしゃるのですか。懲罰委員会をつくる日程についてお聞きます。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□総務部長（東佐藤司）

いつという明確な時期はわかりませんが、先ほど申しました刑事処分の有無がわかった時点ということでございます。

○11番（野村勝憲）

それでは、プライバシーについて、私のほうからですね、また市長にお伺いしますけれども、6月11日、市長が発表された内容とこれが最終的なチラシなんですね。内容は明らかに違っています。まずタイトルが違っています。さらに一番問題なのがですね、市長は、高校生が事例を発表するとおっしゃいましたけども、壇上に上がって、パネリストとして発表するのは、要するに京都の祇園祭は佛教大学の先生、それから吉城高校は、ある先生。それが、発表されます。生徒は壇上に上がりません。それと同時にじつはプライバシーと言いましたのは、これは私の人脈で進めてきたんですね。至学館大学の方をじつは古川祭にお招きして、それで目に触れたということなんで、じつはプライバシーというのは、私の人脈で進めたことなんで、市としては、あまり関係ない。ただ、お話ししたいのは、

要するに清水事務局長はいろいろいままでにですね、たいへん私もお世話になった。個人的にもお世話になっているし、非常にスピードを上げて仕事をやってくれているので、それで吉城高校へちょっと一緒に行きませんかということで、軽い気持ちでお連れしたというだけのことなんですわ。そのへんについてはいかがでしょうか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

非常にいい取り組みでありまして、行政報告というのはですね、私が調べて書いているわけではございませんで、いろんな情報をそれぞれ持ち寄ってもらって、この内容にするかどうか決めながらやっていくわけですが、最初話を聞きましたときにたいへんいい話だと思いました。吉城高校の生徒が、そうして祭に参加したということをもって評価していただいて発表の場を与えていただいたことは、たいへんいいことだと思いましたし、それをこの場でお知らせするというのもたいへんいいことだと思いました。またそのきっかけに教育委員会の清水事務局長を連れていっていただいたのも非常にありがたいことだというふうに思っております。ただ、先ほど申し上げましたように、その情報の確認、どこまで公表していいのかということの部分はやや配慮が足らなかった、甘かったということでご迷惑になったところは率直にお詫びを申し上げたいというのは先ほど申し上げたとおりでありますし、それは私自身もそのように思って先ほど答弁させていただいたわけでございます。

○11番（野村勝憲）

ぜひですね、報告・連絡・相談、私いつも言っておりますけれども「ほうれんそう」をですね、組織の中で密にさせていただいて、疑問があればですね、その当事者にお聞きするというようなことをお願いしたいと思います。

それともう1点ですね、これプライバシーの問題ですけれども、じつはさきほどある人の固有名詞でSNSを使ってですね、市長は、私、野村ですけれども、野村と特定できる内容で私の行動等についてやり取りをされております。それは、じつはこれ、私SNSはやりませんので、市民の方が届けていただきました。これはまさに私を想定されるものなんですわ。ですから市長の立場でありますから、答弁はいいませんよ。ぜひですね。気をつけていただきたいということと、もう1点はですね、ある会合で市長はですね、処分された後のことなんですけれども、その彼の具体的な名前を語られて、「どこそこに入っておられます」ということを言われたようですが、こういうこともですね、軽々に発信されないようにしていただきたいと。これはお願いしておきます。

△市長（都竹淳也）

議長、反問を求めます。

◎議長（高原邦子）

都竹市長。

△市長（都竹淳也）

いまのSNSのお話ですが、具体的に申し上げていただかないとですね、何とも申し上げられません。それからいま、会合云々の話がありました。なんのいつの会合のどういうことかわかりませんが、私先ほどの公然性、プライバシーの話の公然性ですが、人前に不特定多数の人が認識できるような場でそのような話をしたことはございません。

○11番（野村勝憲）

それについては、要するに議会外のことでございますので、深くは追求はしませんが、それは受け承っております。どちらにしてもですね、行政マンの仕事はですね、ある意味では市民に対するサービス業なんですね。したがって今後しっかり内部統制をはかっていただいて、そしてガバナンスを発揮して、行政の推進にあたっていただきたいと。

それでは大きく2点目に入ります。

6月議会に続きまして指定管理施設「味処古川」の運営と管理と監督についてを質問します。

市の指定管理施設16を担当する株式会社飛騨ゆいの平成29年度の決算は900万円の赤字。また平成30年4月から6月の3カ月も2,100万円の赤字と、厳しい結果が出ております。人口減少が加速している飛騨市は指定管理施設の維持か否か、個々の施設の議論を早期にスタートし、今後の大きな経済政策課題と考えます。

6月議会で味処古川の運営について質問したあと、市民の方から、市はしっかり運営管理や監督しているのかと声を聞き、また今回、運営管理は当然、道義・企業倫理や商道德の倫理観の面からも味処古川の運営管理と監督について質問します。

まず1点目、フランチャイズのやどかり弁当は3年契約です。4年目に入っておりますが更新時、市側に具体的に相談はあったのですか。平成29年度の売り上げはどのくらいですか。

2点目、お弁当、味処古川の地元の食材はどれくらいで、年間の営業日と営業時間はどのくらいですか。

3点目、森要氏が議員になった平成28年から議会にやどかり弁当を配達されていきます。それまでは全くなく、議員の立場を利用して利益誘導し、民業圧迫という人がおられますが、市長の見解はいかがでしょう。

4点目、味処古川ではたびたび、自民党の役員会や一部議員たちの会合が昨年、たびたび開催の情報を入手しております。事前に布俣県議には了解を得ての質問です。例えば6月11日正午より同県議の後援会が昼食を兼ねて役員会を開催されました。これも自民党の役員と市議の立場を利用し、利益誘導をしたととられる可能性があります。このことも民業圧迫にも繋がり、このことを市長はどう思われますか。

5点目、昨年7月、関東エリアのある市の議員さんたちが10名来られました。森議員は早速午前11時すぎに古川駅でお迎えし、町中を案内したあと、味処古川で一行は食事をされました。その後、私に対応し、そのときのある議員さんが「飛騨市の議員は指定

管理の仕事を兼業できるんですか」と言われたことが印象的です。これは法的には問題ないんですけども、やはり倫理面でどうかと思います。これも市議の立場利用に繋がり、市長はどう思われますか。

6点目、情報によれば自民党や市議の会合のときは、ほとんどの人は市本庁舎の駐車場を利用しているとのこと。観光客優先の駐車場なのにこのような利用について、観光客や市民ですね、駐車場なのにこのような利用について市長はどう思われますか。

弁当配達で朝から路上駐車など迷惑駐車の際は市民から市側に伝えてあると聞いておりますが、対応されておりますか。

それから、多忙な時期になると味処古川の家族が寝泊まりするという情報は入っていますか。

9点目、やどかり弁当の販売エリアはどこまでで販売件数はどのくらいでしょうか。

10点目、大きな文字で「お手洗、店内奥にあります」の案内看板をはじめ、地産地消などののぼり旗やPR物が乱立し、市民からは「だっしやもない」との声を聞きます。古川町の中心街は古川町景観デザイン賞受賞の住宅が多く、古川町並み観光の玄関口だけに、周囲の美観に配慮する指導をしていただきたいと思います。

それでは最後にですね、私からの提案です。味処古川と飛騨古川まつり会館は来年3月で指定管理施設から外して、飛騨市の直営にして、味処古川に飛騨市観光協会の事務所を移転し、本来の目的に沿った観光客のみ対象にした飲食店の経営者を公募する。そして、飛騨古川まつり会館と飛騨の匠文化館の運営は飛騨市観光協会に任せ、接遇の勉強と民間の発想力を身につけてもらうことを目的に市職員2名を観光協会に出向させ、三位一体で運営し誘客に努めたらいかがでしょうか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

反問をさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

◎議長（高原邦子）

確認。

△市長（都竹淳也）

確認です。

◎議長（高原邦子）

じゃあ。

△市長（都竹淳也）

ちょっと議員に質問させていただきたいのですが、前回の議会に続いてのこの御質問なんです。前回、随分丁寧に御説明しました。

民業圧迫という人がいる、そういう市民の声があるというのが、今回、根拠になっていますが、民業圧迫って、どこでどういうふうに、どういうお店が民業圧迫されているのか。

どなたがそれをおっしゃっていて、あるいはその名前は当然あかさなくて結構ですが、議員は確認されたのかどうか、ちょっとお聞かせいただけないでしょうか。

◎議長（高原邦子）

反問権に対して、11番、野村議員。

○11番（野村勝憲）

「君の名は。」を利用して、御存じのように五平餅が、あのときも、実は、これ、市民との語る会についてですね、きょねんですね、森議員はその大勢の前で「やめます」とおっしゃいました。しかし、今日も続いています。翌日も岡田屋さんのほうへ行かれて、「やめます」という言葉まで出されているようですけども、今日まで続いている。しかし、やっぱりそういう情報が入ってくるというのは民業圧迫ですよ。

それと、さらにもう1つは要するに仕出し弁当、要するにやどかり弁当ですね。これはフランチャイズなんですね。地元の食材はあとからどれだけあるか、私大体、本部に聞いておりますのでわかりますけども、そういったところで、やっぱり現実に、現実に5月に弁当屋さん、廃業されているわけですよ。これは直接的なのか、間接的なのかわかりませんよ。そういう事実があるわけですし、また、そういうことをお聞きしました。高山へも販売権をもって営業されているということで、エリアが広がっています。そうすると目的と違うんじゃないかということで、具体的な名前は出せませんが、そういう事例を耳にしております。

△市長（都竹淳也）

ちょっともう1回、確認させていただきます。

◎議長（高原邦子）

反問権ですか。

△市長（都竹淳也）

反問です。

◎議長（高原邦子）

反問を許可いたします。

△市長（都竹淳也）

ありがとうございます。

今のお話を聞くと、今回、弁当の御質問ですから、岡田さんの話は関係ありません。それから、弁当の話の民業圧迫のは5月に廃業されたお店のことのみおっしゃられましたが、そのほかの事実はないということですか。そのほかの事実もお調べになっている、どちらでしょうか。

○11番（野村勝憲）

じつは再質問の中で言おうと思っていたんですわ、じつは。はい。

それで、当然ですね、私は、管理施設味処について管理・運営しているわけでしょ。五平餅を入れても、別に問題はないんじゃないですか。

△市長（都竹淳也）

反問の続き、よろしいでしょうか。

◎議長（高原邦子）

はい、反問を許可いたします。

△市長（都竹淳也）

いや、質問がお弁当の質問をされているので、お弁当についての民業圧迫があったのか、ないのか。その事実をお調べになったのか、なっていないのか。イエスかノーかでお答えいただける質問ですが、いかがですか。

○11番（野村勝憲）

実際、聞いております。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

民業圧迫の件でございます。今、聞いているとおっしゃいましたが、数とか具体的な話はございませんでした。まずこの件とフランチャイズ弁当の販売エリアのご質問がありました。関連しますので私から一括してお答えをいたしたいと思えます。

まず、今、お聞きしましたのは、私どもも調べました。これは印象や思い込みではなく、事実に基づいて判断すべき問題であります。当然、議会のこの場で議論させていただくのでありますから、しっかりした理由がいきます。調査の結果もいきます。ですからそれで調査を行ったわけでありまして。実際に調べてきたところは、議員は数をおっしゃいませんでしたが、私どもが調べたのは宅配弁当や出前を行っている古川町内の5業者であります。なお、うち1つは、先ほど多分おっしゃったところだと思いますが、今年春に廃業をされております。そのの弁当を宅配されていたお店も含んでおります。

個別にヒアリングを行いまして、味処の弁当が販売されるようになったことによって、弁当の売り上げまたは出前が減ったということがあるかどうか、味処の弁当を業務上意識したことがあるか、という2点につきましてヒアリングを行ったわけでありまして。

その結果、売り上げが減ったというようなところは一つもありませんでしたし、味処を意識しているというところも皆無でありました。もう少し詳しく申し上げますと、現在、多くの弁当を宅配しているあるお店がございます。ここのご主人に話を伺いますと、「味処についての影響を感じたことはない。かつて高山の弁当業者が入ってきたときには厳しい状況もあったけれども、これも今は撤退しており、その影響もない」ということでございます。

また、出前を行っている飲食店3店、ここの調査結果でありまして、何ら影響を感じたことはないというのが御回答でありまして、そのうちの一つでは、高齢になり出前はやめたいと思っているので、逆に味処の弁当宅配は大いにやっていただきたいというお話でございました。

さらに、今春廃業されたお店にお聞きしたところ、店を畳んだのは、原材料の高騰や人件費の最低賃金の上昇が主な理由で、味処などなんら関係ないという話でございました。

念のため、さらにこのほかに宴会がよく行われる料亭等3店にも話を伺いましたけれども、「味処とは客層が違い意識したことはない。気にしたこともない」というのが回答でありました。

さらに念のため、昨年来、喫茶店、中華料理店が廃業されております。ここについても調べましたが、いずれも高齢あるいは体調不良による廃業でございまして、味処の弁当云々による売上減少という事実は確認できなかったということでございます。

このように、私どもの調査によって、調査の結果、飛騨市内においては民業圧迫の事実の確認できなかったというのが我々の見方でございまして、ここについては先ほど質問させていただきましたけども、もし具体的な事実があればご指摘をいただきたいというふうに思います。

この結果がなぜ出てきたのかというのが、おそらく弁当の販売エリアと関係あるのではないかとということで、今回のご質問もありましたけどもエリアと販売数を確認してみました。

「味処古川」の弁当は1日当たり約180食を販売されております。その販売エリアと数ですが、高山市で約140食、残りの約40食が古川町内にあります。具体的には、高山市内では旧高山市を中心に病院や金融機関・市役所・企業など約90ヶ所。古川町内では独居高齢者・福祉施設・金融機関・市役所・企業など約30カ所にむけて販売されておるということございまして、元来、飛騨市内への影響は少ない数であって、むしろ高山市内の需要を獲得しているという意味においては、望ましいのではないかと考えております。

なお、前回の6月議会でもお答えをいたしましたけども、改めて指定管理制度について申し上げておきますが、行政が大きな目的やミッションを示し、その実現のために、指定管理者が民間の知恵と工夫で、自由かつ柔軟に事業を展開し、適正な利益を出していただくという制度でありますので、利益を生むための努力は積極的に行っていただきたいというのが私どもの考えです。

また、地方自治法第244条の2第10項で必要な指示ができるという規定がございますけれども、これは前回の議会でも申し上げましたが、施設の管理に必要な職員の配置がされない等、施設の管理が施設設置目的を効果的に達成するために適切なものとなっていない場合、こうした時に飛騨市公の施設の指定管理者に係る行政指導及び処分基準に規定されているように、施設の運営目的に合致した運営をしていただくように指導するというのがこの規定でございまして、これには該当していないことは明白である、ということでございます。

以上のことから、味処古川が、既存施設を利用して利益を適正に得ていただくことに関しては、大きく目的を逸脱するものではない限り、制度上もモラル上も問題ないという

ふうに考えております。

それからその他の、ほかの質問ですが、まず4点目、政党の役員会で利用しているのが民業圧迫にならないのかと、こういうお話でございます。市長はどう思うのかと、こういうお話でございますが、基本的にどのような方が利用するのかということに関して、市が関知するところではございません。もし仮に、利用されている方が公序良俗に違反する団体であるとか、暴力団のように反社会的な組織であるとか、それが頻繁に利用されているというようなことであれば、これは別ですけれども、お尋ねのように公の政党、あるいは政治家の会合が行われていても、それが特に問題があるとは思っておりません。

それから5番目、市議の立場利用というお話がございました。何がどう立場利用なのかよくわからないんですが、指定管理施設の経営に携わられている方が、ご自身のネットワークや仕事上のつながりを使って集客に寄与し、利益を上げていただく。それは安定した経営をすることあるいは継続的な施設の適正管理をする上では有効なことではないかというふうに思っております。

制度的に見ても、6月議会で答弁しておりますとおり、指定管理制度は請負には該当しませんから、指定管理施設業務と市議会議員の業務との兼業は法令上も何ら問題がございません。

したがって、制度上も、道義上も、実態的にも、特段問題があるとは思っておりません。

ある議員の団体が来られて、「兼業できるんですか」と言われたことが印象的であったという議員のお話ですが、私はそういったことを聞かれたと、その市議会議員が聞かれたということが印象的であるということでございます。

それから6番目、市本庁舎の駐車場の利用の件でございます。会合時に市の駐車場を使っているんじゃないかと、こういう話でございますが、市役所の本庁舎の駐車場につきまして、もちろん広く市民や観光客の皆様の利便性を高めるために開放させていただいておるわけでございますが、四角四面に市役所利用者や観光客だけしか使ってはいけませんよなどということを市は言ったことはございません。そのような制限をすることによって利便性を低下させるつもりもございません。

仮に、例えばその会合があったことによって観光客が車を停めることができなかったという事実があればそれは問題かもしれませんが、少なくとも、そのような事実は確認されていないということでございますし、ですから市内のお店、これは別に味処古川に限らず、いろんなお店を利用される方が市役所の駐車場を使われたとしても、特段の問題があるとは思っておりませんし、飛騨市役所はそんなに懷の狭い役所ではございません。

それから10番目、店舗の美観の話がございました。人それぞれ捉え方が違うと思います。ですけれども、社会通念上明らかに景観を害しているというような店構えであれば、それは市が改善を指導することも検討しなければいけないと思いますけれども、現時点においてそのようなレベルにあるとは思っておりません。

以上です。

◎議長（高原邦子）

続いて答弁を求めます。

□商工観光部長（泉原利匡）

1点目のフランチャイズ弁当の更新時に市側に相談があったのかについてお答えいたします。指定管理施設、味処古川とやどかり弁当との契約についてですが、更新についての相談はありませんでしたし、相談の必要もないと考えております。

ちなみに契約は、開業日から3年間で、契約期間満了の60日前までに解約の申し出がない場合は、同一条件で自動更新されることになっており、開業が平成27年1月でしたので、本年1月に既に自動更新されております。

また、平成29年度の弁当事業の売り上げは、1,729万円余りと伺っております。

次に2点目のフランチャイズ弁当の飛騨の食材の量、年間の営業日、営業時間についてお答えいたします。味処古川の弁当における食材において、飛騨の食材はどの程度かというご質問ですが、米・野菜についてはすべて飛騨産のものを使用しているとのことです。材料の仕入れ額から算出しますと、約15パーセントが飛騨産の食材となります。

また、年間の営業日は、土・日・祝日と年末年始及び古川祭などが休業となっており、平日を中心に営業されてみえ、営業時間はおおむね調理を5時から9時、配達を9時から12時に行い、12時から18時頃が仕込みをされているとのことです。なお、仕込み時間には食堂も営業されております。

次に7点目の路上駐車、路上迷惑駐車の対応についてお答えいたします。味処古川での路上迷惑駐車について、担当部署である商工観光部への連絡はございません。迷惑駐車が頻繁に行われているのであれば、警察に通報されるでしょうし、その上で改善されないというような状況があるとすれば、商工観光部のほうからも指導させていただきます。

最後に8点目の繁忙期の対応についてお答えします。味処古川で家族が寝泊りしているという情報について、商工観光部では聞いたことがございませんし、味処からもガードマンを入れているため、深夜0時には連絡が入り、終業時間を通知する必要がある、寝泊りなどしたことはないと伺っております。

多忙な時期に帰宅が遅くなることはあるでしょうし、そのまま朝を迎えることもあるかもしれませんが、良識の範囲内であればとくに問題があるとは考えていません。

○11番（野村勝憲）

それでは再質問させていただきます。

まず1点目のフランチャイズのやどかり弁当についてです。6月議会の一般質問で、私はフランチャイズのやどかり弁当事業に加盟するのに初期投資が300万円以上の多額な費用が必要と述べましたが、その金額は平成26年度、味処古川の収支決算状況の支出のところで、これですね、どこに入っているか、教えてください。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□商工観光部長（泉原利匡）

今の３００万円以上というお話がございましたけれども、実際に契約書等を見せていただきましたけれど、導入コンサルタント事業につきましては１４０万円に消費税ということで、１５１万２，０００円。これは３年間で更新の料金は発生しないということで、１回ぼっきりということでございますし、あと、メニューコンサルティングということで、毎月３万２，４００円のメニューとかレシビをいただいているというようなことを伺っております。決算書の中身につきましては持ってきておりませんので、ちょっとお答えできませんので、お願いします。

○１１番（野村勝憲）

「やど弁」のホームページ、これは一般市民の方からいただいたんですけども、加盟オーナーの声が紹介されております、この中に。平成２８年１２月１０日時点のものは、オーナーは森要氏となっております。また、ステーキ店という名称が使われておりますが、これはどういうことなのでしょう。たしか、平成２８年度の味処古川協会の会長は中村輝政さんのはずですが、どうなっているのでしょうか、教えてください。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□商工観光部長（泉原利匡）

その細かい中身につきましてはちょっとわかりかねますけれども、６月議会で答弁させていただいたとおり、森要さんから中村輝政さん、森芳子さんに代表者は変わっているということで確認しておりますが、やどかり弁当のほうまでは確認しておりませんので、お願いします。

○１１番（野村勝憲）

推定ですけれども、おそらくやどかり弁当のオーナーは森要さんで続いているんじゃないかと思います。

それでは、平成２６年から今日まで、味処古川協会の会長が４年間でなぜ３人が変わってきているのでしょうか。その理由をお聞かせください。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□商工観光部長（泉原利匡）

最初は森要さんということで、そのまま代表者されていても問題はないということですが、議会に出られるということで代表者を変わったというふうに伺っております。それで中村輝政氏になられたということですが、中村氏も別の指定管理といいますか、ほかのことの代表になるというようなことがあって、奥様のほうの森芳子さんになったというふうに認識しております。

○11番（野村勝憲）

それじゃあ、今のように次々と会長、代表者が変わるということはほかの指定管理でもあるのでしょうか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□商工観光部長（泉原利匡）

稀なケースですけれども、今のところは聞いたことはありませんが、別に問題はないと思っております。

○11番（野村勝憲）

10点目の市民の方々から「だっしやもない」と、一番耳にするのはですね、東側のあとから新たに増築されたひさしの部分ですね。これ、指定管理者が市の施設の変更を行う場合、許可を得る必要がありますが、既にさしかけがあるので、なんの目的で、いつ増築し、市から許可が出たのでしょうか。

また、立派な礎盤、要するに石の基礎の部分ですね、そこにくぎが打ちこまれています、これも許可したのでしょうか。

ちょっと、お答えください。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□商工観光部長（泉原利匡）

細かい部分につきましては、ここではわかりませんので、確認させていただきたいと思えます。

○11番（野村勝憲）

私だけじゃなくて、よく聞かれるのはひさしをつくったことによって、空き缶やのぼり旗、ポスターなどが目立ち、かえって建物、飛騨市は匠を売り物にしているわけですね。匠文化館もあったり、その周辺は町並み景観を維持するということで、逆に景観がマイナスになっていると思いますが、行き帰りよく通られる市長、どのように感じておられるのでしょうか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

先ほど申し上げましたように、人によってそれぞれ違う、捉え方は違うと思いますが、社会通念上、明らかに飛騨古川の景観を害している程度にあるとは思っておりません。

○11番（野村勝憲）

私が言っているのは、観光客目当てに味処古川ができたんですよ。お土産も、あるいは飲食も。ということで、当然、飛騨市の味と情景が売り物なんですよ。人それぞれ感じが違うということではなく、観光客目線で捉えた場合、どう思われるんですか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

観光客目線で見たときに明らかに景観を害しているような状況ではないと思っております。

○11番（野村勝憲）

随分と指定管理者のほうの味方をされているなと思います。市長も自民党の、要するに顧問をされているわけですね。それから、市長はたしか、市長の後援会の副会長は森議員じゃなかったでしょうか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

おそらく、私の後援会を森要議員がされていたり、自民党の役員をされていたりするから、市長は指定管理者、味処古川の肩をもっているんじゃないかということをおっしゃりたいと思うんですが、そのような人間では、私はございません。別に経営者がどう変わろうが、客観的に判断をいたしますし、またそれからですね、私の後援会の役員、ほかにも大勢、議員の皆さんに入っています。そんなことを忖度して、市政をやったり発言するような人間ではございません。

○11番（野村勝憲）

要は忖度は市民が判断するんですよ。いいですか。あなたが御都合主義で言ったらいかんです。

それでは最後にしますが、私は宅配弁当は車が必要なんですよ、車が。中心街で駐車場がない中でやる事業ではなく、むしろ郊外で駐車場が広くとれるところでやる事業ではないかと思います。また、観光客に飲食・土産を提供する目的から外れた事業ではないかと思いますが、その点、市長はどのように思われますか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

私も忖度を、市民の立場で忖度をさせていただきますと、随分、味処について御不満をお持ちなのかなということを思っておるわけでありまして、今の話、先ほど、答弁でおおむね申し上げました。申し上げたとおりでございまして、それぞれ必要なことがあれば、また要請・指導等ありますけれども、その域を超える、レベルを超えることがあれば、また対処していきたいということでございます。

○11番（野村勝憲）

最後に、私は今後の指定管理の運営管理・監督について、まず市民の皆さんの立場に立って、社会常識であるコンプライアンスを守り、倫理面からも公平・公正に指導されるこ

とをお願いして、私の質問を終わります。

◎議長（高原邦子）

5番、森さん、なんでしょうか。

○委員（森要）

私はただいまの野村議員の発言中に、味処古川での家族が寝泊まりをするという情報というようなことを言われました。この発言は本当に不適當と認めます。議長において、発言の取り消しを命ずらんことを要求いたします。

また、先ほどロイヤリティ、300万円、前回の6月のときにも間違った情報を言われたんですけど、そのときは「まあ、いいかな」と思って指摘はしませんでした。この300万円というのも仮定の話でございまして、ホームページで見ただけで、先ほど議長が、「議員は何かあるときは報告・連絡・相談して、わからなければ年寄りに聞け」ということを言われたとおり、わからなければ私のほうに聞いてもらえばいいことなので、こんな寝泊まりしているなんていうところの発言は、私は取り消しを命じられんことを議長に要求いたします。

◆休憩

◎議長（高原邦子）

暫時休憩させていただきます。

（ 休憩 午後3時23分 再開 午後3時24分 ）

◆再開

◎議長（高原邦子）

休憩を解き、会議を再開いたします。

ただいま、森議員から野村議員の発言中「ロイヤリティ」、「寝泊まり」という発言について、取り消しを命じられたいような要求がありましたけれども、議長において、後ほど速記とか、記録、調査のうえ、措置することにいたします。

以上で11番、野村議員の一般質問を終わります。

それでは2番、井端議員。

〔2番 井端浩二 登壇〕

○2番（井端浩二）

議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。本日、5人が質問する中で4人の方から災害の質問が多くて、私も重なるところがあるかと思いますが、質問をさせていただきます。

7月の豪雨災害を振り返って、はじめに7月の豪雨災害におきまして、被災されましたご家族にお見舞い申し上げますとともに、建設業関係者、消防関係者、市役所職員の方々

は市民の安全のために夜遅くまで、また24時間とご尽力いただきましたことに感謝し、お礼申し上げます。

また北海道におきましても大規模な地震がありまして、テレビでの報道のように被害が膨大なもので、死者やけが人もたくさんでいるようで、お見舞い申し上げますとともに、早い復旧を祈ります。このような地震も飛騨市にいつ起こってもおかしくありません。一層の備えが必要に思います。

さて、今回の7月の豪雨は台風の前線の影響で7月の降水量が平年の2倍を超える記録的な大雨となり、大雨特別警報が初めて発令され、各地に被害をもたらしました。この夏の猛暑や各地の集中豪雨など異常気象なのかもしれません。ことしは台風の発生が多いようです。今後が心配です。今回のような大雨はいつ来てもおかしくありません。今後も豪雨や地震などあらゆる災害に対しての備えが必要になります。

今回の災害は幸いにも人的被害はありませんでしたが、JRや道路、農地、林業関係に多大な被害があり、市内だけでも総額、約20億円の被害が出ました。また、市内一部の地区で避難指示が出され、避難所が各地区で開設されました。私たち議員も古川町の避難所になったハートピアに何かの手助けということで行かさせていただきました。その時に感じたことや、思ったことを質問させていただきます。また、飛騨市におかれましてもホームページなどで「平成30年7月豪雨の振り返り」として災害の状況や報告、そして今後の対策が記載されています。今回の災害の対応について、改善点を今後に生かすため、区長さんたちにもアンケートをとって今後に生かす試みについては評価するところであり、期待するところでございます。豪雨の振り返りを見て重なるところもありますが、次に7つの質問をさせていただきます。

1、避難所は各地区で開設されたようですが、古川町のハートピアの状況は行ってきたので、だいたいわかってますが、他の地区の状況がわかりませんのでその状況、そこで不都合なことがなかったか、お伺いをさせていただきます。人数が多く、避難してきた古川西小学校、河合公民館、宮川公民館、神岡小学校についてお尋ねいたします。

2、市内各地避難所や避難場所が56カ所開設されたわけですが、それぞれの地区の区長さんたちが中心となって開設されたと思いますが、避難場所は一時的なことであっても土砂崩れ等で孤立する場合があると思います。全ての避難場所で毛布などの備蓄品があるとは思いませんが、今回の状況と今後、孤立する可能性がある避難場所での備蓄品の準備はどうするのかお伺いをさせていただきます。

3、独居老人や体の不自由な方の避難はどうだったのか。昨年の9月にも質問させていただきましたが、「避難行動要支援者名簿」を作成していて、個別の支援計画と支援体制を構築したいという返答でしたが、今回での避難体制はどうだったのか。また、不備はなかったのかお伺いをさせていただきます。

4、避難所ハートピアで思ったことですが、職員の配置体制はどうなっているのか。災害が起きる時間帯で異なる場合もあると思いますが、自宅近くの配置がいいのか。また、

職員全員が配置できるわけではありません。職員も被災する場合があります。また、責任者はどうなっているのか。職員配置についてお伺いをさせていただきます。

5、備品関係ですが、今回の避難所でも備品の毛布や水、食糧などが使用されました。水では2リットルも必要ですが500ミリリットルも必要ということがわかったように、他の備品ではどうだったのか。今回は暖かい時期だったのでよかったのですが、寒い時期でも対応が可能なように考えなければなりません。仕切り板や、マットや断熱シート、ストーブ、発電機などが必要に思いますが、今後の考えをお伺いします。ストーブについてはことし20台の購入ですが、どのように配置したのか。また、20台でいいのかをお尋ねをさせていただきます。また、9月2日に神岡振興事務所で神岡職員と区長さんたちで避難所運営ゲームHUG（ハグ）をしました。その時に区長さんから出たのですが、トイレが万が一使用できない場合が一番困るという話がでてきて、ぜひ備蓄品の中に携帯トイレや簡易トイレも加えてほしいという意見があり、私も必要と考えます。市の考えをお伺いします。

6番、去年の9月議会の一般質問でも質問させていただきましたが、防災士を増やすはたらきができないかという質問ですが、その後、どのように進んでいるか。また、今回の避難所運営についても防災士会のようなものがあれば、連携して避難所に配置できるのではないのでしょうか。市の考えをお伺いします。

今後、関係者団体による防災会議が必要と思いますが、開かれているようでしたらその状況と今後の予定、また、その考えをお伺いします。

以上、7点よろしく願いいたします。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 柚原誠 登壇〕

□市民福祉部長（柚原誠）

私からは、1点目の避難状況についてと、3点目の独居高齢者等の避難状況についてお答えします。

1点目の古川西小学校体育館、河合町公民館、宮川町公民館、神岡小学校体育館の各避難所の状況についてお答えいたします。

市が開設した自主避難所としては、ほかに神岡町公民館、河合町友雪館がありますが、議員お尋ねのこれらの施設がそれぞれの町で一番避難者が多かったのもので、その4施設での状況をご報告します。

まず、開設のタイミングですが、7月5日15時に自主避難所としてハートピア古川、河合町公民館、宮川町公民館、神岡町公民館を開設しました。19時13分には、神岡町船津地区、川西地区に対する避難準備情報の発令に伴い、高齢者等の避難受け入れのため、神岡小学校体育館に避難所を開設、土砂災害の危険度が増した8日には、11時45分に古川西小学校体育館に避難所を開設しました。

避難者数のピークは、神岡小学校が6日、0時に275人、古川西小学校が7日、16時30分に143人、河合町公民館が7日、19時に97人、宮川町公民館が7日、20時30分に56人でした。

担当した職員は、出入りはありますが、いずれも避難所も8人前後で対応しました。職員の対応については、避難所の開設に不慣れな職員が多く、避難された方には少なからずご迷惑をおかけしたと思います。

次に避難所の運営についてですが、神岡小学校、古川西小学校とも同じ体育館ということで、出てきた課題はほぼ同じでした。

それは、床が硬くて体が休まらなかったこと、間仕切りが無かった、校舎のトイレが使えず不便だった、同報無線やテレビが設置されておらず、情報が伝わらなかった等です。

また車いすやベッドの不備の指摘もありました。とくに高齢者などには、体育館の硬い床は苦痛であったと思います。

公民館では、空調設備や畳の部屋のある公民館もあり、同報無線も設置されていて、体育館よりは幾分良い環境下にはありましたが、水位などの情報や知りたい情報が提供されず、困ったという意見もありました。

今回の災害を教訓に避難所の整備や運営の改善について、進めてまいりたいと考えております。

次に独居高齢者や体の不自由な方の避難についてお答えします。

独居高齢者で、自主的に避難された方もいらっしゃいましたが、多くは、複数人の世帯単位で避難されていたようです。体の不自由な方の避難もあり、避難所で車椅子を利用されたケースもありました。

介護保険を利用している方は、ケアマネジャーが動かれ、特別養護老人ホームへ短期入所というかたちで避難していただきました。

市内の特別養護老人ホームと短期入所施設とは、災害時に福祉避難所として避難することについて協定を締結しています。7月豪雨災害では、古川町と神岡町の3施設に36名が避難させていただきました。

今回の避難は、ことし4月に改訂した飛騨市避難行動要支援者支援計画に基づく個別支援プランの作成中であったということで、要支援者の個別支援プランが避難に有効に活用されるまでにいたりませんでした。

個別支援プランには、本人情報、第1、第2の2つの緊急連絡先情報、心身の状況、かかりつけ医療機関名と主治医氏名、避難支援情報として避難時の留意事項、最寄りの避難所、避難を手伝っていただける方の情報が記載されています。

全町での個別支援プランを策定し、災害時だけでなく、平時の見守り活動に個別支援プランが活用されるよう整備していきたいと考えています。

〔市民福祉部長 柚原誠 着席〕

◎議長（高原邦子）

続いて答弁を求めます。

〔危機管理監 坂田治民 登壇〕

□危機管理監（坂田治民）

私のほうからは2番目、および4番目以降について回答させていただきます。

まず避難所等の備品の準備等ではありますが、現在市内で孤立が予想されている集落は、47カ所見積もっております。市の多くの部分が山間部であり、各集落は、山間部を通る道路で接続されていますが、降雨や土砂災害のため孤立することが予測されます。

今回の7月豪雨では、古川町数河地区で69世帯172名、神岡町山之村地区44世帯92名の方が、一時的に孤立状態となりました。連絡も可能で状態が確認でき、現地で食糧等が確保できたため大事にはいたりませんでした。今後、災害時には、市内各地で発生可能性があります。

これらの地域の避難場所での備蓄品の準備についてですが、まず避難した住民の方が当面必要なものとして、食糧、毛布、水と一部の避難用具は、すぐに必要になるため直接区で管理できるように事前に配分しておきます。これらは、多くの区では、避難場所となる公民館や集会所で保管していただいております。

これらを補完するため、市内の市管理施設27カ所に食糧、毛布、水、おむつ、生理用品、携帯トイレ等を配置しております。

もし、孤立化状態が長く続くような状態が発生した場合には、自衛隊等に要請し、ヘリコプターによる物資の輸送または、孤立化住民の避難を検討しております。

4番目の職員の配置体制についてですが、今回の7月豪雨の教訓をふまえ、職員の配置について検討を行ったところです。その結果、本庁においては、防災当番として本部勤務、避難所開設、道路や水道の対策等についての職員配置、各振興事務所については一部、本庁勤務者の増援をおこない、振興事務所勤務、避難所開設等の要員を指定しました。

また多くの避難者が集まる学校の体育館等については、鍵をあける要員を正副の2名を指定しました。

今後、体育館等の開錠に関しましては、職員が被災する場合を考慮し、地元の区長等にも鍵を預けて、非常時は自ら開錠するような体制をつくりたいと考えております。

5番目の備品について。今回の7月豪雨では、食糧、毛布等、現在備蓄を進めている備蓄品については、不足等の問題はなかったと認識しています。

体育館や公民館に避難された方から、段ボールベッドや間仕切りがほしいとの要望がありましたが、1セット数万円と高額である一方で、湿度等の関係で毎年更新が必要となること、一度使うと再利用ができないことなどの事情があり、備品として準備する予定はしておりません。ただし、自宅等が被災し、帰る場所がない市民が発生し、長期間滞在する避難所として運用する必要が発生した場合は、国、県をはじめ、他の支援を受けて調達・確保する方針です。

また床が硬くて休めないというご意見への対応については、簡易的なエアーマットやエアーマットを準備するよう考えております。

冬場に備えては、現在、公民館や小・中学校の体育館等の避難所となる施設には、暖房器具については、平素の施設の使用のため最低限のものはありますが、昨年度末に丸型ストーブを20台購入し、避難者が多く集まり暖房施設のない神岡町桜ヶ丘体育館に10台、宮川振興事務所に10台を配置して、少なくとも暖房器具がなくて避難できないという状態はないと考えております。

発電機については、体育館等の施設に簡易照明のため1台配備をする予定です。また、平成28年度に古川町の浸水地域の地区公民館にハロゲンライトと発電機17セットの配分を完了し、今年度は河合町、宮川町内にあわせて17セットをまもなく配置します。

非常用トイレや簡易トイレは、市であわせて7万900個備蓄し、市の管理施設に保管してあります。区等で必要な場合には、事前に調整いただければ配分も実施いたします。

防災士について。現在、防災士の資格取得については、今月中に東京にある日本防災士機構に赴き、日程、講座の内容等の調整にはいる予定です。また防災士取得のための講座についてもあわせて準備を実施中です。

時期については、年明け頃を見込んでいます。

防災士会（仮称）については、防災士資格取得者のみならず、消防署、警察、自衛隊の退職者等、防災に関係した職業の経験者や防災に関心のある方等が参加できるような組織にしたいと考えております。

防災士の活動については、平素においては、飛騨市社会福祉協議会が主催する見守りネットワークへの参加、各区で実施する市政見える化講座の参加、小中学校で行う防災授業の支援、市役所や各区等で行うHUG（ハグ）、避難所運営ゲーム、DIG（ディグ）、災害図上訓練の指導、区の地区防災計画や防災訓練の指導等を考えております。

また、災害時には、主要な避難所ごとに要員を事前に指定しておき、開設・運営の指導を実施していただくほか、状況により災害ボランティアの支援もお願いしたいと考えております。

防災会議について。防災会議については、飛騨市防災会議条例に規定されており、その所掌事務は4つあります。1、飛騨市地域防災計画を作成し、およびその実施を推進すること。2、市長の諮問に応じて、市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。3、前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。4、前号に掲げるもののほか、法律またはこれに基づく政令によりその権限に属する事務であります。会長には市長、委員には市職員、県職員、警察官、教育長、消防団長、指定公共機関等の職員、自主防災組織を構成するもの等からなり、現在17名が委員として指定されております。

その活動実態ですが、主に地域防災計画の作成を役割としている関係上、平成26年度に地域防災計画の改訂時に開催されましたが、それ以降は開催されておられません。

今年度末に地域防災計画を改定予定であり、その際に開催する予定であります。

〔危機管理監 坂田治民 着席〕

○2番（井端浩二）

はい、答弁ありがとうございます。避難所で数多いハートピアとかあるいは河合小学校等の質問をさせていただきましたが、そのほか小さいところでもいろんな問題はなかったのか、お伺いをさせていただきます。五十何カ所開かれたうちで、ゼロというところもあったようでございますが、今数が多いところについては、確認をさせていただきましたが、少ないところでもどうだったのか、ちょっと意見を伺いさせていただきます。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□危機管理監（坂田治民）

各地域、各地区で開設された避難場所等については、地区の避難者の方が避難されました。これについては、事前に毛布、食糧等については一応配分していた。もしくは、町中以外の山間部等については、結構以前から自主防災組織がしっかりしていて、その体制をとっていたということで、とくに大きな問題等については発生はないと聞いております。ただやっぱりいろんな意見はありましたので、それについては反省会で区長の意見として今後反映させていきたいと思います。

○2番（井端浩二）

もうひとつ、トイレの話ですが、たくさん携帯のトイレを準備しているという話でしたが、避難所におきましてはやはり仮設の大きい目の座るトイレとかあるいは工事現場で使うようなトイレが必要ではないかと思いますが、そのへんについてはどのように考えていますか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□危機管理監（坂田治民）

そのようなトイレについては、避難所が本格的に運営された場合について支援を受けようと考えています。現在の段階では、さきほど準備した携帯トイレで避難所に開設するにあたる学校とか公民館等のトイレ等についてどこまで使えるかという話についてはいま学校等と調整で実施中であります。

○2番（井端浩二）

さっき洞口議員の質問の中で、答弁の中で感じたのですが、市としては3日間だけの避難所の運営のことを考える。食糧については、3日ぐらいでいいのかと思いますが、長期になる可能性がある場合には、県や国の要請を受けるというお話でございましたが、そのへんについての考えと、あるいはそのもう少し、4、5日にわたる避難所の運営については市としては考え、備品とかはやわわらないのか、お尋ねさせていただきます。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□危機管理監（坂田治民）

災害のいままでの実情を考えますと、発災直後については市の防災力、自治区長でやるしかないと思います。逐次、人命救助という要員が入ってきます。消防がたぶん一番はやく入ってくると思います。続いて自衛隊関係、続いて警察関係というふうに逐次一応災害救助そのものについては入ってきます。市長がたぶん一番最初に判断しなければならないのは、市で対応できるか、できないか。これは人命救助も含んで、備蓄品も含めてそこが一番最初の市の状況判断になると思います。その段階で市長が、これは市だけでは判断できないとなれば当然さきほど言った自衛隊とか消防、警察のほうに応援要請するとともに、県・国等にそれぞれの応援物資等の要請をその段階から始めるようになってきます。実際今回のいろんなところでの災害が起こったところの状況を確認しますと、おおむね3日もしくは4日目ごろには物は届きはじめています。ということは、いかに3日間を過ごし、4日以降はだいたい対応できるというふうに考えております。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

いま危機管理監の答弁のとおりなんです、本当に東日本大震災以降ですね、こうした支援を積極的に行っていくという文化が日本の中に定着しているんじゃないかなとじつは思っておりまして、そのために持ちこたえれなくなったときに外へ要請をするんですが、ネットワークをいろいろ広げておくということは非常に大事なのではないかなと思うんですね。じつは大阪北部地震のときに青年市長会というのがありまして、青年市長会からですね、ブルーシートの要請が入りました。それで飛騨市からブルーシートをすぐ送ったんですが、直接的に市長の個人ネットワークと言いますか、組織のネットワークで市長会を通さずに物資の調達をするということは結構あります。それからうちの7月豪雨のときも真っ先にですね、水害サミットということしから参加させていただいていただいているんですが、新潟県の三条市長から必要なものがあつたら「すぐに言ってくれ」という情報が入って関連のところへ一斉に流すという仕組みができていますし、そのときも青年市長会長、当時長野県の佐久市長でしたが、柳田市長さんという方なんです、すぐ直接私のところに電話が入ってきて、「必要なものは全部言ってくれ」というふうな話もございました。ですので、いまいろんなところへ出かけていってネットワークをつくらうと思っているんですが、そういうことも災害時には非常に生きてくるので、従来の県市長会、全国市長会のネットワークだけではなくてですね、そういうところを通じて要請を出していくということもこれも有効な手段だと思っていますので、そういったところも強化していきたいと思っています。

○2番（井端浩二）

ありがとうございます。ぜひその連携を強くしてもらって持ちつ持たれつということがありますので、こっちからも当然お手伝いというか、することもあるかと思いますが

ひそういう関係でがんばっていただきたいなと思います。

あと体の不自由な方の中に酸素ボンベを使用の方がおみえですが、その方の避難所には福祉避難所が必要なのか。あるいは、酸素ボンベ等の準備は考えないのか、そのへんについてお尋ねをさせていただきます。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（柚原誠）

在宅酸素療法をしていらっしゃる方の避難ということですが、在宅酸素濃縮機が停電により動作しなくなるということで、携帯用のボンベを使って急場をしのがれるということになります。在宅酸素の業者さんに確認をしましたら、災害時に何かあったらボンベを持ってお届けをするということを利用者の方には説明をしているということでしたが、飛騨市内で在宅酸素を使っている業者さんというのは、高山の業者さんか、富山の業者さんからレンタルをして使っているということで、実際その道が通れないとかそのようなことがあった場合に対応できるのかという不安な面を感じました。ですので、何かのときには医療機関に駆け込んでいただくというような対応も必要ではないかということも今回感じましたので、そのへんについてもちょっとまた検討をさせていただきたいというふうに思っています。

○2番（井端浩二）

ぜひとも病院等と連携していただいて酸素ボンベがなくなるようなことがないようにやっていただきたいなと思っています。最後になりますが、7月豪雨を振り返ってという中でちょっと拝見させていただいたんですが、り災証明という証明があるそうです。災害によって家が壊れたことを証明する証明書のことをいうそうですが、り災証明を発行する要綱がないというふうに書いてあった。り災証明（りさい）証明です。ごめんなさい。そのり災証明を発行する要綱がないというふうに書いてあったので、それについてお尋ねさせていただきます。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□危機管理監（坂田治民）

り災証明については、ご指摘のように市に要綱とかの規定は残念ながらありません。私もそれを探しました。慣例的に従来総務課のほうで発行し、今は危機管理課のほうに移って一応慣例的に発行しています。ただやっぱりり災証明というのは、やっぱりどこの市を見ても要綱があるということで、つくらなきゃいかんということで、いま現在作成して、こんどの公文研のほうに一応あがる予定であります。それを基に市としては、り災証明を発行するというふうに考えています。もうまもなくであります。

○2番（井端浩二）

ぜひともまた考えていただいて、どんな災害がきても対応できるようなかたちで私た

ちも対応できるようなかたちで私たちもぜひとも応援させていただきますので、よろしく願いをいたします。

では、次の質問をさせていただきます。

古川町東町における水害について質問をさせていただきます。今回、7月豪雨では古川町東町の一部の地区で2軒の床下浸水があり、周辺の道路や農地にも水がつく水害がありました。また、平成16年の台風による豪雨でも床上浸水の水害がありました。住民に聞きますと床下までこなくても周辺の農地に水がつくことはいままでに数回あるようでございます。区長さんは毎年お願いしているようでございますが、住民や農地関係者の人たちは困っていますので、その原因を究明し改善できないか市の考えをお伺いします。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

〔基盤整備部長 青木孝則 登壇〕

□基盤整備部長（青木孝則）

2点目の古川町東町における水害について、お答えします。

古川町東町地区は、議員が述べられたとおり、平成16年の災害で市道貴船線の上下流付近において浸水被害がありました。また、本年7月豪雨では、同地区で2戸の床下浸水が発生しております。

当区域の排水状況ですが、J R 高山本線と荒城川の間、この多くの排水が東町地内の排水路へ集まり、古川小学校付近にある樋管を経て荒城川へ排水されるようになっていきます。

また東町の上流には古川町是重地区の農地があり、その中を玄ノ子用水が通っています。

玄ノ子用水には、途中で国府町山本地区の普通河川かじか洞谷や国府町鶴巣地区、山本地区、こちらのほうの排水の大半が流れ込むようになっております。玄ノ子用水に合流した後、余水吐の水門調整によって荒城川へ排水できる構造となっております。

今回の状況としましては、豪雨時に玄ノ子用水の取水を止め、余水吐から荒城川への排水を行いました。荒城川の水位が高かったため国府町からの排水が十分に対応できずに、玄ノ子用水に流入し、東町地区へ流下しました。流下した玄ノ子用水の水は、古川小学校前の樋管でも荒城川の水位の上昇により排水ができず、行き場のない水が溢れたものと考えられます。

これまでの対策としましては、平成24年に丹生川ダムが完成し、荒城川の水量調整が行われるようになったことに加え、昨年度には県営中山間地域総合整備事業により、玄ノ子用水の余水吐水路を整備し、荒城川への排水機能を高めてきたところです。

しかし、今回の浸水では、荒城川の水位上昇に対応していないことが確認されましたので、そこで今後の対応としましては、住宅地の浸水を軽減するため、玄ノ子用水本線のほうに水門を設置し、農地による排水調整を検討したいと思っております。

なお、是重地区では、現在圃場整備を計画中ですので、今回の排水状況等を踏まえ、計画策定の中で排水機能の向上もあわせて検討してまいりたいと考えております。

〔基盤整備部長 青木孝則 着席〕

○2番（井端浩二）

はい、ありがとうございます。ぜひとも住民の方たちは困っていますので、そのへん検討していただいて一日も早く改善できるようなかたちでやっていただきたいなと思っています。まずもって、り災（りさい）証明をら災（らさい）証明と読み間違いましてお詫びいたします。これをもって質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

〔2番 井端浩二 着席〕

◎議長（高原邦子）

以上で2番、井端議員の一般質問を終わります。

◆散会

◎議長（高原邦子）

これで、本日の日程は全て終了いたしました。あすの会議は午前10時からといたします。本日はこれにて散会といたします。おつかれさまでした。

（ 散会 午後4時00分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長

高原邦子

飛騨市議会議員（6番）

中村健吉

飛騨市議会議員（7番）

徳島純次